|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護サービス事業者　自主点検表 | | | |
| 令和５年６月版 | | | |
|  | | | |
| 指定介護老人福祉施設 | | | |
| （ユニット型特別養護老人ホーム） | | | |
|  | | | |
| 事業所番号 | |  | |
| 施設の名称 | |  | |
| 事業所（施設）所在地 | | 〒 | |
| 電話番号 | |  | |
| 法人の名称 | |  | |
| 法人代表者（理事長）名 | |  | |
| 管理者（施設長）名 | |  | |
| 記入者職・氏名 | |  | |
| 記入年月日 | |  | |
| 運営指導日 | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | 川口市　福祉部　福祉監査課 | |  |
|  | |  | |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

★作成、点検に当たっては､下記をよくお読み下さい。

**この点検表は、ユニット型で運営されている特別養護老人ホーム用です。**

１　趣　　旨

　　介護サービス事業者が、利用者に対して適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているかを常に確認することが必要です。これは老人福祉施設としても同様です。

　そこで、市では、介護サービス事業の種別ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

２　実施方法

（１）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）　記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。

（３） 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（４）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

３　根拠法令

|  |  |
| --- | --- |
| 「法」 | 介護保険法（平成９年法律第123号） |
| 「施行令」 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| 「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 「条例61号」 | 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  (平成29年川口市条例第61号) |
| 「条例79号」 | 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年川口市条例第79号) |
| 「条例81号」 | 川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年川口市条例第81号) |
| 「市虐待防止条例」 | 川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例  (平成25年川口市条例第34号) |
| 「平12老企43」 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について  (平成12年３月17日付老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平12老発214」 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について  (平成12年３月17日付け老発第214号。厚生省老人保健福祉局長通知) |
| 「平11老企22」 | 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成11年７月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 「平12厚告19」 | 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  (平成12年２月10日・厚生省告示第19号) |
| 「平12厚告21」 | 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  (平成12年２月10日・厚生省告示第21号) |
| 「平12老企40」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  (平成12年３月８日付老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平 12厚告27」 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法  (平成12年２月10日・厚生省告示第27号) |
| 「平12厚告29」 | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  平成12年２月10日厚生省告示第29号） |
| 「平11老企25」 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について  (平成11年９月17日付老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平12老企36」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  (平成12年３月１日付老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平27厚労告94」 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  (平成27年３月23日号外厚生労働省告示第94号） |
| 「平27厚労告95」 | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年３月23日・厚生労働省告示第95号 (旧)平成12年２月10日・厚生省告示第25号) |
| 「平27厚労告96」 | 厚生労働大臣が定める施設基準  (平成27年３月23日号外厚生労働省告示第96号) |
| 「平12厚告123」 | 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年３月30日・厚生省告示第123号) |
| 「平12老企54」 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて  (平成12年３月30日付老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平12老振25・老健94」 | 介護保険施設等におけるおむつ代にかかる利用料の徴収について  (平成12年４月11日付け老振第25号・老健第94号。厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知) |
| 「平12老振75・老健122」 | 介護保険施設等における日常生活費等の受領について  (平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知) |
| 「平13老振発２・老老発２」 | 介護保険施設等における「日常生活費等とは区分される費用」の受領について(平成13年１月19日付け老振発第１号・老老発第１号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知) |
| 「平13老発155」 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について  (平成13年４月６日付け老発第155号厚生労働省老健局長通知) |
| 「昭62社施107」 | 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年９月18日付け社施第107号　厚生省社会局長・児童家庭局長通知) |
| 「平９．３．31  社援施第65号通知」 | 社会福祉施設における衛生管理について(平成９年３月31日付老援施第65号厚生省社会・援護局施設人材課長通知) |
| 「平18厚労告268」 | 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年３月31日・厚生省告示第268号) |
| 「平17老発0110001号」 | 高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について  (平成17年１月10日　厚生労働省老健局計画課長通知) |
| 「平29ガイダンス」 | 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年４月14日個人情報保護委員会・厚生労働省) |
| 「平17厚労告419」 | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針  (平成17年９月７日　厚生労働省告示第419号) |
| 「Ｑ＆Ａ」 | 介護保険最新情報（平成22年４月７日）Vol.146 |
| 「労基法」 | 労働基準法(昭和22年法律第49号) |
| 「労基則」 | 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号) |
| 「労安法」 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) |
| 「労安則」 | 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令32号) |
| 「優先入所指針」 | 平成30年４月１日 川口市特別養護老人ホーム優先入所指針 |
| 「H27.4.1Q&A」 | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（厚労省事務連絡） |
| 「H30.3.23Q&A」 | 平成30年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ(Vol.1）（厚労省事務連絡） |
| 「平26老高発２・老振発１  ・老老発１・薬食安発３」 | 老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について  (平成26年10月１日付け老高発第2号・老振発第1号・老老発第1号・薬食安発第3号厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長及び医薬食品局安全対策課長連名) |
| 「高齢者虐待防止法」 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  （平成17年法律第124号） |
| 「介護サービス事業者のための危機管理マニュアル作成指針」  （平成30年４月川口市福祉部介護保険課） | |

介護サービス事業者 自主点検表

目　　　次

第１　基本方針　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第２　人員に関する基準　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　４

第３　設備に関する基準　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　８

第４　運営に関する基準　　　　　　　　　　　　・・・・・　　１４

第５　介護給付費の算定及び取扱い 　　　・・・・・　　５８

**★下記の基準・通知・問答は、「常勤換算」の取扱いに関する基本的考え方を示していますので、事業所ごとの勤務表作成上の参考として下さい。**

**・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第39号）(抄)**

第２条第３項　第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

**・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月８日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）**

第2の１(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について

　　暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

**H14.3.28事務連絡　運営基準等に係るQ&A**

**Ｑ：　常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。**

Ａ：　常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－（2）等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

　　なお、常勤の従業者(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－(3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

（注）上記の問答から、常勤の従業者については、指定休や有休、振替休など正規の休暇等で暦月ごとの勤務延べ時間数が変動しても、常勤換算上はその都度計算することなく「１人」（1.0）とすることができます。（暦月で１月以上の休暇等の場合を除く）

※　常勤・非常勤の従業者とも「1.0」が上限となります。（例：常勤職員の残業時間を常勤換算として計上することは認められません。）（平12老企43第2の6の(2)）

ユニット型施設の職員の配置状況について（令和　　年　　月末現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設種別 | **特別養護老人ホーム**  **（空床短期を含む）** | | | **併設短期入所生活介護　（　有・無　）** | | **特別養護老人ホームと**  **併設短期の合計数** | | |
| 入　所　定　員 | **人** | | | **人** | | **人** | | |
| （直近在籍者数） | （） | | | （） | | （） | | |
| 前年度入所者数 | （注１） | **人** | | **人** | | （注2） | **人** | |
| 配置すべき職種 | **配置基準** | | **配置数** | **配置基準** | **配置数** | **配置基準** | | **配置数** |
| 管理者（施設長） |  | |  |  |  |  | |  |
| 医師 |  | |  |  |  |  | |  |
| 生活相談員  　（うち常勤） | （） | | （） | （注３） | （） | （） | | （） |
| ①(ⓐ看護職員＋ⓑ介護職員) |  | |  |  |  |  | |  |
| ⓐ看護職員 |  | |  |  |  |  | |  |
| （ⓐのうち常勤） | （） | | （） | （注４） | （） | （） | | （） |
| (該当する加算に○) | 看護体制加算　 Ⅰ　 Ⅱ | | | 看護体制加算 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ | |  | | |
| （ⓐのうち正看） | （） | | （） | （） | （） | （） | | （） |
| ⓑ介護職員 |  | |  |  |  |  | |  |
| （ⓑのうち常勤） | （） | | （） | （注３） | （） | （） | | （） |
| 管理栄養士 | １以上 | |  | １以上 |  | １以上 | |  |
| 栄養士 |  |  |  |
| 機能訓練指導員  職種( ) |  | |  |  |  |  | |  |
| (該当する加算に○) | 個別機能訓練加算（　　） | | | 機能訓練指導員配置加算（ 　） | |  | | |
| 介護支援専門員 |  | |  |  | |  | |  |
| （うち常勤） | （１以上） | | （） | （１以上） | | （） |
| 事務職員 |  | | |  | |  | |  |
| 調理職員（雇用者） |  | |  |
| 調理職員（委託） |  | |  |
| 清掃職員 |  | |  |
| 宿直者 | ②雇用形態　【 事務職員等 ・ 宿直専門職員 ・ 委託職員 】③ 宿直者数　　　人/日 | | | | | | | |
| その他  （職名と業務内容） | 職名：　　　　　　　　　　　業務： | | | | | | | |
| 職名：　　　　　　　　　　　業務： | | | | | | | |

※この表を作成する根拠となる「常勤換算表」は、別途作成してください。

※各基準の算定方法については、P4以降「第２ 人員に関する基準」に基づき作成してください。

注１：人員配置の算定に用いる「前年度入所者数」は、運営指導対象年度の前年度（４月１日～翌年３月31日）の全利用者等の延数（＝算定数）を前年度の日数で除した数とし、小数点第２位以下を切り上げます。（老企40(5)①）

注２：特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特別養護老人ホームに必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特別養護老人ホームと併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。（条例第79号第130条第４項）

注３：併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。

注４：看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法（P2及びP5を参照）で記入してください。

| 自主点検項目 | | 自　　主　　点　　検　　の　　ポ　　イ　　ン　　ト |  | 根　拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１　基本方針 | |  |  |
|  |  | **(1)　事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。** | いる  いない | 法第87条  第1項 |
|  |  | ※　ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「指定施設」という。）は、入居者１人１人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。 |  | 法第87条第1項  条例第81号第44条第1項 |
|  |  | **(2)　運営規程、パンフレットなど利用者に説明する書面は、法令、規則等に則した内容となっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(3)　地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第44条第2項 |
|  |  | **(4)　入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか（令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています）。** | いる  いない | 条例第81号第44条第3項 |
|  |  | **(5)　施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第44条第4項 |
| 1 | 基準省令の性格 | **(1)　基準省令は、指定施設が、目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであることを念頭に、その運営の向上に努めていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第1の1 |
|  |  | **(2)　指定施設が運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は市長の指導等の対象となり、その指導に従わない場合は、指定を取り消すことができるものとされています。これらの法令遵守義務を念頭に運営していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第1の2 |
|  |  | ※　次に掲げる場合には、基準省令に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すことができるものとされています。 |  |  |
|  |  | ①　次に掲げるときその他の指定施設が自己の利益を図るために基準に違反したとき。 |  | 平12老企43  第1の2の①、②、③ |
|  |  | イ　指定施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき。 |  |
|  |  | ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に対して自らの施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。 |  |  |
|  |  | ハ　居宅介護支援事業者又はその従業者から、自らの施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき。 |  |  |
|  |  | ②　入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。 |  |  |
|  |  | ③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があったとき。 |  |  |
| 2 | 用語の定義 | ※　「常勤換算方法」 |  |  |
|  |  | 常勤換算方法は、指定施設の従業者の勤務延時間数(下記「勤務延時間数」参照）を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。 |  | 平12老企43  第2の6の(1) |
|  |  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 |  |  |
|  |  | ※「常勤換算方法による職員数の算定方法」 |  |  |
|  |  | **(1)　常勤換算方法について、このとおり計算していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　貴施設の常勤の従業者が勤務すべき就業規則上の勤務時間を記入して下さい。 |  |  |
|  |  | 週・　月　（　　　　）時間 |  |  |
|  |  | **配置すべき職員数の常勤換算は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の１の(4) |
|  |  | **その際、小数点第２位以下を切り捨てていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　指導監査月直近の暦月の常勤換算に用いる時間数を記入してください。 |  |  |
|  |  | **(　　　　月 時間 )** |  |  |
|  |  | （注：配置基準を満たしていたかは、実績ベースの勤務表が根拠となります。（「31勤務体制の確保等」P39参照）） |  |  |
|  |  | (2)　勤務延時間数は次のとおり計算してください。 |  | 平12老企43  第2の6 |
|  |  | **常勤換算に使用する「勤務延時間数」は、勤務表上、当該指定施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数としていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の6の(2) |
|  |  | **なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(3)　常勤・非常勤について、次のとおり取り扱っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の6の(3) |
|  |  | ※　「常勤」 |  |  |
|  |  | 「常勤」とは、当該指定施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。 |  |  |
|  |  | ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられた者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 |  |  |
|  |  | 当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとして扱われます。 |  |  |
|  |  | 例えば、指定施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 |  |  |
|  |  | また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 |  |  |
|  |  | 注１　介護保険では、勤務表上、上記の常勤時間に達している従業者は、雇用形態に関わらず「常勤」となります。 |  |  |
|  |  | 従って、例えば、その事業所の正規職員の勤務すべき時間が週40時間であった場合、雇用契約上はパート職員であっても、当該職種の業務について週40時間の勤務契約を締結し、勤務表上、当該時間を満たす勤務が位置づけられていれば、「常勤」として扱われます。 |  |  |
|  |  | 注２　なお、同一建物内の同一法人でも、併設されている通所介護や居宅の事業所など、別事業所の職員を兼ねている場合（勤務表に位置づけられている場合）は、その時間については指定施設の勤務時間とは見なされないため、正規職員でも「非常勤」となります。（空床短期入所は、別事業所とは扱われません。） |  |  |
|  |  | 注３　同一事業所内で複数の業務を兼ねている場合、合計して常勤が勤務すべき時間に達していれば、「常勤」となります。 |  |  |
|  |  | ただし、ある業務に「常勤かつ専従（「専ら」と表現されていること。）」の条件が付された場合は、その他の業務を兼ねると条件を満たさなくなります。 |  |  |
|  |  | **(4)　「専ら従事する」従業者について、次のとおり扱っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の6の（4） |
|  |  | ※　「専らその職務に従事する」 |  |  |
|  |  | 「専ら従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定施設サービス以外の職務に従事しないことをいいます。 |  |
|  |  | この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  |  |
|  |  | 専従を求められる職員について、同時並行的に行われるものでない職務について、指定施設の従事時間帯以外であることを勤務表等で明記したうえで、従事することはできます。なお、これにより「常勤」に必要な時間を満たさなくなった職員は常勤ではなくなりますので注意してください。 |  | H27.4.1Q&A  N0130～133 |
|  |  | **注　看護職員を「個別機能訓練加算」の「機能訓練指導員」に位置づけたときは、当該職員を「看護職員」として勤務表に位置づけていませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　「専ら」「常勤の」という加算要件がありますので、配置基準上の看護職員数には算入できません。 |  |  |
|  |  | **注　看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合、看護体制加算（Ⅱ）（及びⅣ（併設短期入所生活介護））の加算要件としての常勤換算に、当該看護職員が機能訓練指導員として従事した時間を含めていませんか。** | いない  いる | H21.3.23平成21年改定関係Q&Avol.1問83 |
|  |  | ※　当該加算の適用では、看護業務と機能訓練指導員業務の従事時間を区分する必要があります |  |  |
|  | 第２　人員に関する基準 | |  |  |
|  |  | ※　人員基準に満たない場合の算定の取扱いは「第5 介護給付費の算定及び取扱い」を参照して下さい。 |  |  |
| 1 | 医師 | **(1)　入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第1号 |
|  |  | **(2)**　**嘱託医の契約を締結していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | |  |  | （複数の場合） | | 嘱託医の氏名 |  |  | | 契約年月日 |  |  | | 主たる勤務先 |  |  | | 専門科目 |  |  | | 手当(報酬)額 |  |  | | 勤務日(曜日) |  |  | | 月の勤務日数 |  |  | | 月の勤務時間 |  |  | |  |  |
|  | 短期入所を併設する特別養護老人ホームにおける生活相談員、介護職員、看護職員の員数の留意点 | (1)　特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特別養護老人ホームに必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。 |  | 条例第79号第130条第4項 |
|  | (2)　この場合、併設短期の生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、特別養護老人ホームと併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。 |  | 平11老企25  第3の8の1（1）ハ |
| 2 | 生活相談員 | **(1)　入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第2号  平12老企43  第2の1 |
|  |  | **(2)　生活相談員は、社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者としていますか。** | いる  いない | 条例第61号第5条第2項  社会福祉法第19条第1項 |
|  |  | ア　社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者 |  |
|  |  | ①　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正７年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 |  |
|  |  | ②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 |  |  |
|  |  | ③　社会福祉士 |  |  |
|  |  | ④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 |  |  |
|  |  | ⑤　上記①～④に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの |  |  |
|  |  | イ　これと同等以上の能力を有すると認められるもの |  |  |
|  |  | 市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。 |  |  |
|  |  | **(3)　生活相談員は常勤の者を配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号  第4条第5項  平12老企43  第2の(1) |
|  |  | なお、基準を超えて配備された生活相談員は時間帯を明確に区分したうえで法人内の他の業務に従事することができます。 |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 生活相談員の氏名 | 保有資格 | |  |  | |  |  | |  |  | |  |
| 3 | 介護職員又は看護職員 | **(1)　常勤換算方法で、入所者の数（特別養護老人ホーム入所及び併設短期入所の利用者の計で前年度の平均）が３又はその端数を増すごとに１人以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第3号ア |
|  |  | **(2)　看護職員（看護師又は准看護師）の配置数は、次の基準を満たしていますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第3号イ |
|  |  | ※　看護職員の基準に係る入所者の数は、併設短期入所の定員が20人未満の特別養護老人ホームについては、特別養護老人ホーム入所者及び空床利用の短期入所者のみとし、併設短期入所の入所者数を含めません。 |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | ①入所者数が30まで | 常勤換算方法で１以上 | | ②入所者数が50まで | 常勤換算方法で２以上 | | ③入所者数が130まで | 常勤換算方法で３以上 | | ④入所者数が130を超える | 常勤換算方法で３に加え、入所者数が50又は端数を増すごとに１以上 | |  |  |
|  |  | ※　**併設短期入所の定員が20人以上の特別養護老人ホームについては、併設短期入所事業所に「常勤」の看護職員を1人以上配置していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の2の(3)の③ |
|  |  | **(3)　看護職員のうち１人以上は常勤の職員を配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号  第4条第6項 |
|  |  | **(4)　外国人技能実習生の介護職員を受け入れていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」及び関係法令、告示、ガイドライン等を遵守してください。 |  |
|  |  | **(5)　外国人技能実習生の配置基準上の取り扱いについては、以下の局長通知のとおりとしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（社援発0929第4号・老発0929第 2号 H29.9.29付通知）（抄） |  |  |
|  |  | 第三　技能実習生の配置基準上の取扱いについて |  |  |
|  |  | １　介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて |  |  |
|  |  | 次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。 |  |  |
|  |  | ①　技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から６月を経過した者 |  |  |
|  |  | ②　日本語能力試験のＮ２又はＮ１（平成22 年３月31 日までに実施された審査にあっては、２級又は１級）に合格している者  ２（略） |  |  |
| 4 | 栄養士、管理栄養士 | **栄養士又は管理栄養士を１以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第4号 |
|  | ※　ただし、入居定員が40人を超えない特別養護老人ホームでは、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。 |
|  |  | 上記ただし書は、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養指導が行われている場合をいいます。 |  | 平12老企43  第2の2 |
| 5 | 機能訓練指導員 | **(1)　機能訓練指導員を１以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第5号 |
|  |  | **(2)　機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師（※）又は灸師（※）の資格を有する者を充てていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の3 |
|  |  | ※　はり師及び灸師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 |  |  |
|  |  | **(3)　個別機能訓練加算を算定している特別養護老人ホームにおいて、看護職員を当該加算に係る常勤専従の機能訓練指導員として配置している場合、その職員を配置基準における、看護職員として扱うことはしていませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | **※**　**当該加算算定の場合は、勤務表には、機能訓練指導員としてのみ位置づけられ、看護職員としては勤務表に記載できません。このような取り扱いを踏まえた上で勤務表は適切に作成されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **※　機能訓練指導員について** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 氏　　名 | 資　　格 | 勤務形態 | |  |  | 専従・兼務 | |  |  | 専従・兼務 | |  |  |
|  |  | ※　個別機能訓練加算を算定していない施設についても記入してください。 |  |  |
| 6 | 介護支援専門員 | **(1)　１以上の介護支援専門員を配置していますか。（入所者の数が100又はその端数が増すごとに１を標準とします。）** | いる  いない | 条例第81号第4条第1項第6号 |
|  |  | **(2)　専ら介護支援専門員の業務に従事する常勤の者を１人以上配置していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の4の(1) |
|  |  | ※　入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人福祉施設の他の職務に従事することができます。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る時間として算入することができます。 |  | 平12老企43  第2の4の(2) |
|  |  | **(3)　居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていませんか。** | いない  いる | 平12老企43  第2の4の(2) |
|  |  | ※　ただし、入所者が100人又はその端数を増すごとに増員した非常勤の介護支援専門員については兼務することができます。 |  |  |
|  |  | ※　特別養護老人ホームの介護支援専門員について   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 氏　　名 | 勤務形態 | 有効期間満了日 | |  | 専従・兼務 | 年　　月　　日 | |  | 専従・兼務 | 年　　月　　日 | |  |
| 7 | 入所者数の扱い | **(1)　従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第4条第2項 |
|  |  | **(2)　上記の入所者の数は、前年度の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第２位以下を切り上げていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の6の(5)の① |
|  |  | **(3)　新規に指定を受けた場合、増床した場合、減床した場合は、それぞれ定められた適正な方法により入所者の数を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の6の(5)の②、③ |
| 8 | 夜勤職員の基準 | **夜勤職員数は、次の基準以上を配置していますか。** | いる  いない | 平12厚告29  5のイの(2) |
|  |  | ※　夜勤の配置基準 |  |  |
|  |  | ２ユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が１以上 |  |  |
|  |  | **※　貴施設の夜勤職員状況（当直、宿直を除く）** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | ユニット数 | 基準 | 実際の夜勤職員数 | |  | 人 | 介護　　　　　　　人 | | 看護　　　　　　　人 | |  |  |  | | |  | |
|  |  | ※　夜勤時間帯とは、午後10時から午前5時までの時間を含めた連続した16時間をいい、この時間は事業所または施設ごとに設定します。 |  |  |
|  |  | **※　貴施設の夜勤時間帯を記入して下さい。（貴施設における夜勤職員の勤務時間ではありませんのでご注意ください。）** |  |  |
|  |  | |  | | --- | | **【　　　　　：　　　　　　～　　　　　　：　　　　　】** | |  |  |  |  | | |
|  |  | ※　前年度の入所者数は、特別養護老人ホーム（空床短期含む）と併設短期の合計とします。また、小数点以下は切り上げます。 |  |  |
|  |  | ※　夜勤職員の加算については、実人数ではなく、夜勤時間帯の延べ勤務時間数を16時間で除した数を加算に係る夜勤職員数とします。 |  |  |
|  |  | ※　「併設事業所」とは、特別養護老人ホーム等と同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホーム等と一体的に行われている短期入所生活介護事業所を指します。（川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年川口市条例第79号）第130条第4項） |  | 平12老企40  第2の2の(3)の① |
| 9 | 管理宿直者 | **直接処遇職員の夜勤職員とは別に、宿直者を配置していますか。** | いる  いない | 昭62社施107  ５の(1)のイ  平12老発214  第4の11の(2) |
|  |  | ※　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第４号ニ又は第５号ハを満たす夜勤職員を配置し、かつ当該夜勤職員のうち１以上の者を夜間における防火管理の担当者として指名している時間帯を除きます。 |  |
|  |  | 【参考】27年度報酬改定Ｑ＆Ａ（Vol.1）問137 |  | H27.4.1Q&A  NO.137 |
|  |  | 問：　夜勤職員配置加算を算定していれば、宿直員を配置しなくてもよいか。 |  |
|  |  | 答：　夜勤職員配置加算の算定の有無にかかわらず、現に夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が不要となるものである。 |  |  |
|  |  | ※　**管理宿直の形態に☑をつけてください。** |  |  |
|  |  | 事務職員等　 宿直専門職員　　 委託職員 |  |  |
|  |  | （職員宿直）　 （賃金雇用職員） 　(業務委託） |  |  |
|  | 第３　設備に関する基準 | |  |  |
| 1 | 設備 | (1)　次の設備を備えていますか。（備えている設備に☑してください。） |  | 法第87条  条例第81号第45条第1項  条例第61号第35条第3項 |
|  |  | １　ユニット |  |
|  |  | ①　居室 |  |
|  |  | ②　共同生活室 |  |
|  |  | ③　洗面設備 |  |
|  |  | ④　便所 |  |
|  |  | ２　浴室 |  |
|  |  | ３　医務室 |  |
|  |  | ４　調理室 |  |
|  |  | ５　洗濯室又は洗濯場 |  |
|  |  | ６　汚物処理室 |  |
|  |  | ７　介護材料室 |  |  |
|  |  | ８　上記１～７に掲げるもののほか、事務室その他運営に必要な部屋 |  |  |
| 2 | 設備の基準 | ※　ユニット型短期入所生活介護を併設し一体的に運営される場合は、本体施設のサービス提供上支障がなければ、ユニットを除いて併設短期事業所と設備を共用できます。 |  | 条例第79号第154条第4項 |
|  | (ユニット) | **(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠です。ユニット型施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。** | いる  いない | 平12老企43第5の3の(1) |
|  |  | **(2) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (2) |
|  |  | **ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものとなっていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の(3) |
|  | (居室) | **(1)　１つの居室の定員は１人となっていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1項第1号ア(ア) |
|  |  | ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができます。 |
|  |  | ※　ユニット型施設は、個室であることが基準ですが、夫婦や親子、兄弟など社会通念上、同一家族、親族等が居住することを前提に特例として「サービスの提供上必要と認められる場合」として２人部屋が認められています。 |  | 平12老企43  第5の3の(4) |
|  |  | **ただし、他人を２名居住させた場合は、「多床室（２人部屋）」と同じ使用形態となるため、認められません。他人同士を２人部屋に居住させていませんか。** | いない  いる | 平12老企43第5の3の(4)① |
|  |  | **(2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第1号ア(イ) |
|  |  | ※　「ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の３つをいいます。 |  |
|  |  | ア　当該共同生活室に隣接している居室 |  | 平12老企43第5の3の(4)の② |
|  |  | イ　当該共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室 |  |
|  |  | ウ　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア及びイに該当する居室を除く。） |  |  |
|  |  | **(3)　１つのユニットの入居定員は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1  項第1号ア  (イ) |
|  |  | ※　各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15 人までのユニットも認められます。 |  | 平12老企43  第5の3の(4)の③ |
|  |  | ※　平成15年４月１日に存在していた施設は改築まで上記の基準は適応しません。 |  |  |
|  |  | **※　貴施設における各ユニットの定員**  **：　　　　　人** |  |  |
|  |  | **(4)　１つの居室の床面積等は、次のア、イのいずれかを満たしていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1  項第1号ア  (ウ) |
|  |  | ア 10.65㎡以上とすること。（内法による。）  　 ただし２人室の場合は21.3㎡以上とすること。 |  |
|  |  | イ ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。 |  | 条例第81号第45条第1項第1号ア(エ) |
|  |  | **(5)　令和３年４月１日に現に存するユニット型指定介護老人福祉施設のユニット型個室的多床室については、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積は、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。内法による。）となっていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の(4)の⑤のロ |
|  |  | **(6) ユニット型個室的多床室については、次の要件を満たしていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (4)の⑤のロ |
|  |  | ①　入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 |  |
|  |  | ②　壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 |  |  |
|  |  | ③　居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。 |  |  |
|  |  | ④　居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められません。 |  |  |
|  |  | ⑤　入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に２人部屋とするときは21.3㎡以上とすること。 |  |  |
|  |  | ※　なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(4)ユニット個室の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 |  | 平12老企43  第5の3の  (4)の⑤のロ |
|  |  | **(7)　ナースコール（ブザー又はこれに代わる設備）を設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第1号ア(オ) |
|  |  | **(8)　ユニット型施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定していますが、貴施設ではそのような配慮を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (4)の⑤ |
|  |  | **※　貴施設での具体的な配慮を記載してください。** |  |  |
|  |  | |  | | --- | |  | |  |  |
|  |  | **(9)　ベッド又はこれに代わる設備を備えていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第4項第1号ア（カ） |
|  |  | **(10)　１以上の出入口は避難上有効な空地、廊下、共同生活室、又は広間に直接面していますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第4項第1号ア（キ） |
|  |  | **(11)　床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第4項第1号ア（ク） |
|  |  | **(12)　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第4項第1号ア（ケ） |
|  | (共同生活室) | **(1)　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第1号イ(ア) |
|  |  | **(2)　共同生活室の床面積は、２㎡に当該ユニットの入所定員数を乗じた面積以上とされていますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第1号イ(イ) |
|  |  | **(3) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく施設内の他の場所に移動することができるようになっていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (5)の①イ |
|  |  | **(4)　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (5)の①ロ |
|  |  | **(5)　共同生活室には、要介護者による食事や談話に適したテーブルやイス等の備品が備えられていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (5)の③ |
|  |  | **※　入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいとされていますが、設置されていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の  (5)の③ |
|  | (洗面設備) | **(1)　居室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1  項第1号ウ  (ア) |
|  |  | ※　居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 |  |
|  |  | **(2)　共同生活室に設けている場合は、１か所でなく２か所以上に分散して設けていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の(6) |
|  | (便所) | **(1)　居室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1  項第1号エ  (ア) |
|  |  | ※　居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 |  |
|  |  | **(2)　共同生活室に設けている場合は、１か所でなく２か所以上に分散して設けていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の(7) |
|  |  | **(3)　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1項第1号エ(イ) |
|  |  | **(4)　ナースコール（ブザー又はこれに代わる設備）を設けていますか。** | いる  いない |  |
|  | (浴室) | **(1)　要介護者の入浴に適したものになっていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第1項第2号 |
|  |  | **(2)　居室のある階ごとに設けていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の3の(8) |
|  | (医務室) | **(1)　医療法第１条の５第２項に規定する診療所となっていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第45条第2項 |
|  |  | ※　診療所の管理者（医師）名 |  | 条例第81号  第45条第1項第3号ア |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 医師名 | 所属病院・医院名 | |  |  | |  |  | |  | | | |
|  |  | **(2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第3号イ |
|  | (調理室) | **食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。** | いる  いない | 平12老発214第2の1の(8) |
|  | (汚物処理室) | **(1)　他の設備と区分された一定のスペースを有していますか。** | いる  いない | 平12老発214第2の1の(9) |
|  |  | **(2)　換気及び衛生管理等に十分配慮していますか。** | いる  いない |  |
|  | (構造等) | **(1)　廊下幅** |  | 条例第81号  第45条第1  項第4号 |
|  |  | **片廊下は1.8ｍ以上、中廊下は2.7ｍ以上（いずれも手すりの内側から計測する。）となっていますか。** | いる  いない |
|  |  | ※　ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下にあっては、1.8m以上)とすることができます。 |  | 条例第61号第35条第6項第1号 |
|  |  | ※　「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合をいいます。 |  | 平12老企43  第5の3の(9) |
|  |  | ※　中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下を言います。 |  | 平12老企43  第3の2 |
|  |  | **(2)　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所には常夜灯を設けていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第6  項第2号 |
|  |  | **(3)　廊下及び階段には手すりを設けていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第6  項第3号 |
|  |  | **(4)　階段の傾斜は、緩やかにしていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第6  項第4号 |
|  |  | **(5)　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１か所以上の傾斜路を設けていますか。ただし、エレベータを設ける場合はこの限りではありません。** | いる  いない | 条例第61号第35条第6  項第5号 |
|  |  | **(6)　ユニット及び浴室は、３階以上の階に設けていませんか。** | いない  いる | 条例第61号第35条第5  項 |
|  |  | ※　ただし、次の各項のいずれにも該当する建物に設けられる場合は、この限りではありません。 |  |
|  |  | １ ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、１以上)有すること。 |  |  |
|  |  | ２ ３階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 |  |  |
|  |  | ３　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 |  |  |
|  | (消火設備等) | **(1)　建物は耐火建築物になっていますか。** | いる  いない | 条例第61号第35条第1項 |
|  |  | ※　ただし、次のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。 |  |  |
|  |  | ①　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 |  |  |
|  |  | ・　消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 |  |  |
|  |  | ・　訓練については、第42条において具体的計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 |  |  |
|  |  | ・　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 |  |  |
|  |  | **(2)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法その他の法令等に規定された設備）を設けていますか。** | いる  いない | 条例第81号第45条第1項第5号 |
|  | (その他) | **便所等の面積又は数の定めがない設備は、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保していますか。** | いる  いない | 平12老発214第2の1の(4) |
| 3 | 設備等の留意事項 | **(1)　特別な居室の定員は１人又は２人になっていますか。** | いる  いない | 平12厚告123第1号のハの(1) |
|  |  | **(2)　特別な居室の定員の合計数が入所定員のおおむね５割を超えていませんか。** | いない  いる | 平12厚告123第1号のハの(2) |
|  |  | **(3)　特別な居室の入所者１人当たりの床面積は10.65㎡以上となっていますか。** | いる  いない | 平12厚告123第1号のハの(3) |
|  |  | **(4)　特別な居室の施設、設備等は、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払いを入所者等から受けるのにふさわしいものとなっていますか。** | いる  いない | 平12厚告123第1号のハの(4) |
|  |  | **※　特別な室料の支払いを受けるのにふさわしい「他と異なる設備等」について、記載してください。** |  |  |
|  |  | |  | | --- | |  | |  |  |
|  |  | （例）テレビの設置、電動ベッドの配置、床材の違い、 |  |  |
|  |  | 応接セットの配置、間取りの広さ、など |  |  |
|  |  | **(5)　特別な居室の提供は、入所者等への情報提供を前提として、入所者等の選択に基づいて行われていますか(サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。)。** | いる  いない | 平12厚告123第1号のハの(5) |
|  |  | **(6)　特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額は、運営規程に定められていますか。** | いる  いない | 平12厚告123第1号のハの(6) |
|  | (定員) | **入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数（和室利用の場合は、その居室の利用人員数）と同数となっていますか。** | いる  いない | 平12老発214第1の6の(1) |
|  | (他施設の利用) | **同一敷地内に他の社会福祉施設等が設置されている場合等で、その利用により特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限り、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができますが、適合していますか。** | いる  いない | 平12老発214第2の1の(3) |
|  | 第４　運営に関する基準 | |  |  |
| 1 | 介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について | 基準省令第１条の２第５項は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 |  | 平12老企43  第4の1 |
|  | この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  |  |
| 2 | 内容及び手続きの説明及び同意 | **(1)　入所者に対し適切な指定施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、「当該指定施設の運営規程の概要」、「従業者の勤務体制」、「事故発生時の対応」、「苦情処理の体制」、「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定施設サービスの提供を受けることにつき入所者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第6条第1項)  平12老企43  第4の2 |
|  |  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません |  | 平12老企43  第4の26の（1） |
|  |  | **(2)　福祉サービスを利用するための契約の内容を書面（契約書）で交付していますか。** | いる  いない | 社会福祉法第77条第1項 |
|  |  | ※　契約書では、契約の期間、サービスの内容、利用料金、利用料金の変更手続き、賠償責任、相談・苦情対応、契約の解除手続きなど、利用者の権利を守りトラブルの発生を防止するために必要な内容を適切に定めてください。 |  |
| 3 | 提供拒否の禁止 | **(1)　正当な理由なく指定施設サービスの提供を拒んでいませんか。** | いない  いる | 条例第81号第54条準用  (第7条)  平12老企43  第4の3 |
|  |  | ※　上記の規定は、原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したもので、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 |  |
|  |  | 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合です。 |  |  |
|  |  | **(2)　施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうした方が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の26の  (2)の⑤ |
| 4 | サービス提供困難時の対応 | **入所申込者（入所予定者）が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第8条) |
| 5 | 受給資格等の確認 | **(1)　施設サービスの提供の申込があった場合は、申込者に被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第9条第1  項)  平12老企43  第4の4 |
|  |  | ※　指定施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定施設は、指定施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものです。 |  |
|  |  | **(2)　上記の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮した指定施設サービスを提供するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第9条第2項) |
| 6 | 要介護認定の申請に係る援助 | **(1)　入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第10条第1項) |
|  |  | **(2)　申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第10条第1項) |
|  |  | **(3)　要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第10条第2項) |
| 7 | 入退所 | **(1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定施設サービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第1項) |
|  |  | **(2) 入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第2項) |
|  | (入所検討委員会) | **(3)　入所検討委員会を定期開催し、指定施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させていますか。** | いる  いない | H26.12.12老高発1212第1号「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」 |
|  |  | **①　入所検討委員会の開催状況** |  |
|  |  | ・前年度開催回数又は頻度　月　　　回　計　　　回 |  |
|  |  | ・委員会に参加する職種（☑をつけて下さい） |  |
|  |  | 施設長　生活相談員　介護職員　看護職員 |  |
|  |  | 介護支援専門員　第三者委員　他（　　　　　　） |  |  |
|  |  | **②　優先入所の取扱規程を制定していますか。** | いる  いない | 優先入所指針 |
|  |  | **また、この規程に特例入所に関する定め・様式はありますか。** | いる  いない |
|  |  | **③　入所希望者又は家族等と面接を行い、入所希望者の心身の状況を確認していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　要介護１又は２の者からの申込があった場合、保険者市町村に文書で報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　入所申込者に対し、入所順位決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、文書による署名を受けていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑥ 入所順位を決定するため、合議制の入所検討委員会を設置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑦ 委員会は開催ごとに議事録を作成し、２年間保管していますか。また、議事録には順位決定に至るまでの審議内容（発言）が記載されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑧ 委員には入所順位決定の公平性・中立性が保てるよう第三者を加えていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 第三者委員氏名 | 経　　　歴 | |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  | **(4)　入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第3項) |
|  |  | **(5)　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第4項) |
|  |  | **(6)　 上記の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第5項) |
|  |  | **(7) 入所者が、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、入所者や家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第11条第6  項) |
|  |  | **(8) 入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第11条第7項) |
|  |  | **(9)　貴施設の直近の待機者人数は何人いますか。** |  |  |
|  |  | **（　　　月末現在　　　　　人）** |  |  |
|  |  | **(10)　貴施設の待機者リスト(入所申込者名簿)の更新頻度について。** |  |  |
|  |  | **（ 　毎月 ・　　　か月に1回）** |  |  |
| 8 | サービス提供の記録 | **(1) 入所に際しては、入所者の被保険者証に入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を記載していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第12条第1項) |
|  |  | **(2) 指定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第12条第2項) |
|  |  | ※　記録すべき事項 |  | 平12老企43  第4の7 |
|  |  | サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況、その他必要な事項 |  |
| 9 | 利用料等の受領 | **(1)　法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。** | いる  いない | 条例第81号第46条第1項 |
|  |  | **(2)　法定代理受領サービスに該当しない指定施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定施設サービスに係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けていませんか。** | いない  いる | 条例第81号第46条第2項 |
|  |  | **(3)　次に掲げる費用以外の支払いを受けていませんか。** | いない  いる | 条例第81号第46条第3項 |
|  |  | ア　食事の提供に要する費用 |
|  |  | イ　居住に要する費用 |  |  |
|  |  | ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |  |  |
|  |  | エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |  |  |
|  |  | オ　理美容代 |  |  |
|  |  | カ　上記アからオに掲げるもののほか、指定施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの（以下「その他の日常生活費」という。） |  |  |
|  |  | ※　オムツ、オムツカバー、紙オムツ／オムツや私物の洗濯代などについては、入所者に費用負担を求め（用意させ）ることはできません。 |  | 平12老企54  平12老振25  ・老健94 |
|  |  | **※　その他の日常生活費等の額を記載してください。** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 費　　目 | 徴収の有無 | 金　　額 | | 日用品費 | 有　・　無 | 円 / 日 | | 預り金出納管理費 | 有　・　無 | 円 / | | 理容代 | 有　・　無 | 円 / 回 | | 美容代 | 有　・　無 | 円 / 回 | | 特別な室料　　個　室 | 有　・　無 | 円 / 日 | | ２人室 | 有　・　無 | 円 / 日 | | 特別な食事 | 有　・　無 | 円 / 回 | | その他 | 内容 |  | |  |  |
|  |  | ※　事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれることから、別途利用者から費用徴収することはできません。 |  | 「その他日常生活費に係るQ&A」H12.3.31厚労省事務連絡 |
|  |  | ※　次のような名目での費用徴収や取扱いは不適切です。 |  | 条例第81号第46条第3項  平12老企54 |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 不適切な名目・取扱い | 不適切な理由 | | 事務手数料、事務管理費、管理費　等 | あいまいな名称であり、施設が負担すべき費用と見なされる。 | | 私物の洗濯代 | 入所（居）者の私物の洗濯は、施設サービスですので、希望により外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、徴収できません。 | |  |
|  |  | (4)　 上記(3)カの費用の具体的な範囲については、次のア～サのとおり、平成12年３月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱っていますか。 |  | 平12老企43  第4の8の(3)  平12老企54  条例第81号第46条第3項 |
|  |  | **ア　「その他の日常生活費」は、入所者又はその家族等の自由な選択に基づき、施設が提供するサービスの一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費に限っていますか。** | いる  いない | 平12老企54の1 |
|  |  | **イ　施設が行う便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、「その他の日常生活費」と区別していますか。** | いる  いない | 平12老企54の1 |
|  |  | **ウ　「その他の日常生活費」は、保険給付の対象となっているサービスと重複していませんか。** | いない  いる | 平12老企54  の2の① |
|  |  | **エ　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）を受領していませんか。** | いない  いる | 平12老企54の2の② |
|  |  | **オ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われていますか。** | いる  いない | 平12老企54の2の③ |
|  |  | **カ　「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ていますか。** | いる  いない | 平12老企54の2の③ |
|  |  | **キ　「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内としていますか。** | いる  いない | 平12老企54  の2の④ |
|  |  | **ク　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は施設の運営規程において定め、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示していますか。** | いる  いない | 平12老企54  の2の⑤ |
|  |  | **また、「実費」という形での定めは、その都度変動する性質の「その他の日常生活費」の額に限っていますか。** | いる  いない | 平12老企54  の2の⑤ |
|  |  | **ケ　個人用の日用品等を施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収していませんか。** | いない  いる | 平12老企54  別紙(7)の① |
|  |  | **コ　すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料、共用の雑誌、新聞、ＣＤ等の費用等）を「その他の日常生活費」として徴収していませんか。** | いない  いる | 平12老企54  別紙(7)の② |
|  |  | **サ　指定施設の入所者及び短期入所生活介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代、処理費用等おむつに係る費用は一切徴収していませんか。** | いない  いる | 平12老企54  別紙(7)の④  平12老振25  ・老健94 |
|  |  | **(5)　上記 (3)ア～カに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第46条第5  項 |
|  |  | **(6)　上記 (3)ア～カに掲げる費用の額について、運営規程と異なる内容で徴収しているものはありませんか。** | ない  ある | 条例第81号第51条第5号 |
|  |  | **(7)　指定施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につきその支払いを受ける際、当該支払いをした入所者に対し、厚生労働省令（施行規則第82条）に定めるところにより、領収証を交付していますか。** | いる  いない | 法第48条  第7項  施行規則  第82条 |
|  |  | **(8)　領収証には指定施設サービスについて入所者から支払いを受けた費用の額のうち、法第48条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用を超える場合には現にサービスに要した費用の額）の100分の10、20又は30に相当する額、標準負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。** | いる  いない | 施行規則  第82条 |
|  |  | **(9)　利用者の選定に基づき提供されるサービス（特別な居室や特別な食事の提供）以外のサービスの費用について、非課税としていますか。** | いる  いない | 消費税法第6条  消費税法施行令第14条の2 |
|  |  | **(10)　上記(3)ウの特別な室料を徴収する場合には、次の基準を満たしていますか。** |  | 平成12厚告123 |
|  |  | **ア　特別の居室の施設、設備等が、費用の支払いを利用者から受けるのにふさわしいものであること。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　特別な居室の定員割合が、おおむね50%を超えないこと。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　特別な居室の提供が、入所者の選択に基づくものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。** | いる  いない |  |
|  |  | **(11)　小口現金や通帳等の利用者からの預り金については、次の点を厳守して適切に管理していますか。** |  | 平12老企54  別紙(7)の③ |
|  |  | ア　責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。 | いる  いない |  |
|  |  | イ　適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われていること。 | いる  いない |  |
|  |  | ウ　入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。 | いる  いない |  |
|  |  | エ　出納経理状況を定期的に入所者の家族に報告し、その確認を得ていること。 | いる  いない |  |
|  |  | ★　詳しくは「19-(2)入所者預り金等の取扱い」参照 |  |  |
| 10 | 居住費及び食費 | **(1)　居住及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、入所者又はその家族に対し、その契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419  1のイ |
|  |  | **(2)　その契約内容について、入所者等から文書により同意を得ていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 1のロ |
|  |  | **(3)　居住及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 1のハ |
|  |  | **(4)　居住費に係る利用料は、室料及び光熱水費に相当する額を基本としていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 2のイの(1)の(i) |
|  |  | **(5)　居住費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとしていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 2のイの(2)の(i)(ⅱ) |
|  |  | ア　利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用を含む、公的助成の有無についても勘案すること。） |  |
|  |  | イ　近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱費の平均的な費用 |  |  |
|  |  | **(6)　食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 2のロ |
|  |  | **(7)　入所者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の居住費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。** | いる  いない | 平17厚労告419 3 |
| 11 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | **法定代理受領サービスに該当しない指定施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を入所者に対して交付していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第14条) |
| 12 | ユニット型指定施設サービスの取扱方針 | **(1)　入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第1項 |
|  |  | **(2)　１人１人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の5の(1) |
|  |  | **(3)　各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、それぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第2項 |
|  |  | **(4)　入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないように、入居者のプライバシーに配慮していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第3項 |
|  |  | **(5)　入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第4項 |
|  |  | **(6)　入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第5項 |
| 13 | 身体拘束の禁止等 | **(1)　指定施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていませんか。** | いない  いる | 条例第81号第47条第6項 |
|  |  | 【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】 |  | 平13老発155身体拘束ゼロへの手引き |
|  |  | ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |
|  |  | イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | ウ　自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む（4点柵又はベッドを壁際に寄せた反対側2点柵設置）。 |  |  |
|  |  | エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |  |  |
|  |  | カ　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |  |  |
|  |  | キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |  |  |
|  |  | ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 |  |  |
|  |  | ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 |  |  |
|  |  | サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  |  |
|  |  | **※　緊急やむを得ず身体拘束を実施している場合の内容** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 身体拘束の態様 | 人数 | 解除への具体的な取組例 | | ベッド柵 | 人 |  | | 車椅子ベッド | 人 |  | | ミトンの使用 | 人 |  | | つなぎ服の使用 | 人 |  | | 拘束帯の使用 | 人 |  | | その他 | 人 |  | | 実人員 | 人 |  | |  |  |
|  |  | **(2)　管理者及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」）を設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組んでいますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第8項  平13老発155の3  平13老発155の5 |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会の開催状況等について |  |
|  |  | 平成30年4月から新たに、身体拘束実施者の有無に関わらず、委員会の開催（下記①②）、指針の整備（③）及び研修の実施（④）が義務付けられました。（※実施しない場合は介護報酬が減算されます。） |  |
|  |  | **①　身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができます。）は、３月に１回以上開催していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の10の(3) |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | **②　①の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第8項第1号 |
|  |  | **③　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第8項第2号 |
|  |  | **④　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施していますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第8項第3号 |
|  |  | **※　身体的拘束適正化検討委員会の概要等** |  | 平12老企43第4の10(5) |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 名称 |  | | | 開催頻度 | 開催ルール： | | | 構成メンバー | 前年度開催回数 | | | （該当者に○） | 施設長、看護職員、介護職員、医師  計画担当介護支援専門員、生活相談員、  栄養士、事務局長、  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | 施設内職員研修の実施回数 | | 合計　　　　　回 | |  |  |
|  |  | 【身体的拘束適正化検討委員会について】 |  | 平12老企43  第4の10(3) |
|  |  | **(a)　委員会のメンバーについては、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成していますか。** | いる  いない |
|  |  | **(b)　(a)の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等適正化対応策を担当する者を定めていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(c)　身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。また、第三者や専門家が関わることが望ましいです（具体的には、精神科専門医との連携等が考えられます）。 |  |  |
|  |  | ※　介護職員等への周知・徹底等が要件とされているのは、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 |  |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会では、具体的には次のような取り組みを想定しています。 |  |  |
|  |  | ①　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 |  |  |
|  |  | ②　介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 |  |  |
|  |  | ③　身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 |  |  |
|  |  | ④　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 |  |  |
|  |  | ⑤　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 |  |  |
|  |  | ⑥　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  |  |
|  |  | 【身体的拘束等の適正化のための指針について】 |  | 平12老企43  第4の10(4) |
|  |  | **身体的拘束等の適正化のための指針（又は「身体拘束廃止に向けた改善計画」など）については、以下の内容を盛り込んでいますか。** | いる  いない |
|  |  | ※　「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき内容 |  |  |
|  |  | ①　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 |  |  |
|  |  | ②　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 |  |  |
|  |  | ③　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ④　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑤　身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑥　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑦　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |  |
|  |  | 【身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について】 |  | 平12老企43  第4の10(5) |
|  |  | 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について、次のとおり取り組んでいますか。 |  |
|  |  | **・ 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うこと。** | いる  いない | 条例第81号第47条第7項 |
|  |  | **・　指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催すること。** | いる  いない |  |
|  |  | **・　新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。** | いる  いない |  |
|  |  | **・　研修の実施内容については必ず記録すること。** | いる  いない |  |
|  |  | **(3)　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。** | いる  いない | 平13老発155の6の(2) |
|  |  | ※　身体拘束に関する上記の記録は、計画担当介護支援専門員の業務とされています。(「29計画担当介護支援専門員の責務」参照) |  |
|  |  | ※　**「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、事前に施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明していますか。** | いる  いない | 身体拘束ゼロへの手引き「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」 |
|  |  | **上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成し、確認を得ていますか。** |  |
|  |  | **①　拘束の三要件の１つのみに○がついていないか。** | いない  いる |  |
|  |  | **②　拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。** | いない  いる |  |
|  |  | **③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　身体拘束は、入居者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。 |  | 平13老発155の6の(1)  平13老発155の6の(2) |
|  |  | 川口市では身体拘束は、本人の人権の制限という面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時までに家族等の了解を得るよう指導しています。 |  |
|  |  | このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。 |  |  |
|  |  | (**4)　緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。** | いる  いない |  |
| 14 | サービス評価 | **施設では、自らその提供する指定施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第47条第9項 |
|  |  | **※「いる」の施設は具体的な取組みを記載してください。** |  |
|  |  | |  | | --- | | 具体的取組（例：コンプライアンス担当者による随時検査､指導等や日ごろ業務で問題意識を持ち改善に取組んでいることなど） | |  | | ＜参考＞ISO9001（顧客満足を実現するための「管理の仕組み」を規定するマネジメントシステムに関する国際規格）の取得予定 | | １.取得済み (　　年　　月）２.検討中　３.なし | |  |  |
| 15 | 施設サービス計画の作成 | **★必ず計画担当介護支援専門員がチェックし、記入して下さい。** |  |  |
|  | （記入者指名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  | （兼務している場合はその職種：　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  | **(1)　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を担当させていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第1項) |
|  |  | **(2)　施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入居者に強制することのないよう留意していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の11 |
|  |  | **(3)　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員 (以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第2項) |
|  |  | ※　総合的な施設サービス計画の作成 |  |  |
|  |  | 施設サービス計画は、入居者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入居者の希望や課題分析結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入居者の話し相手、会食などの自発的活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めなければなりません。 |  | 平12老企43  第4の11の  (2) |
|  |  | **(4)　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第16条第3項) |
|  |  | ※　課題分析の実施 |  |  |
|  |  | 施設サービス計画は、個々の入居者の特性に応じて作成されることが重要です。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入居者の課題分析を行わなければなりません。 |  | 平12老企43  第4の11の  (3) |
|  |  | 課題分析とは、入居者の有する日常生活上の能力や入居者を取り巻く環境等の評価を通じて入居者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入居者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 |  |  |
|  |  | なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入居者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。 |  |  |
|  |  | **(5)　計画担当介護支援専門員は、上記(4)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第16条第4項) |
|  |  | **アセスメントに当たっては、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の11の  (4) |
|  |  | ※　課題分析における留意点 |  |  |
|  |  | 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければなりません。 |  |  |
|  |  | この場合において、入居者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。なお、このため、計画担当介護支援専門員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要です。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものも含みます。 |  |  |
|  |  | **(6)　計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第5項) |
|  |  | ※　施設サービス計画原案の作成 |  |  |
|  |  | 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入居者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。 |  | 平12老企43  第4の11の  (5) |
|  |  | したがって、施設サービス計画原案は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入居者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 |  |  |
|  |  | また、当該施設サービス計画原案には、入居者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行いうるようにすることが重要です。 |  |  |
|  |  | なお、ここでいう指定施設サービスの内容には、施設の行事及び日課を含むものです。 |  |  |
|  |  | **(7)　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定施設サービスの提供に当たる他の担当者(医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入居者の介護及び生活状況等に関係する者)を招集して行う会議)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第6  項) |
|  |  | ※　サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 |  |  |
|  |  | 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。 |  | 平12老企43  第4の11の(6) |
|  |  | なお、計画担当介護支援専門員は、入居者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。 |  |  |
|  |  | **(8)　サービス担当者会議に、テレビ電話装置等を活用して行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **サービス担当者会議にてテレビ電話装置等を活用した場合、入居者又はその家族（以下この項において「入居者等」という。）がサービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、入居者等の同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、入居者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について入居者又はその家族の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平12老企43  第4の11の  (6) |
|  |  | **(9)　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第16条第8項) |
|  |  | ※　計画原案の説明及び同意 |  |  |
|  |  | 施設サービス計画は、入居者の希望を尊重して作成されなければなりません。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で、文書によって入居者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入居者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 |  | 平12老企43  第4の11の(7) |
|  |  | 説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表、第２表に相当するものを言います。  また、基準では入居者に対して同意を得ることを義務付けていますが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得る（通信機器等の活用に行われるものを含む。）ことが望ましいことに留意してください。 |  |  |
|  |  | **(10)　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第16条第9項) |
|  |  | **(11)　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。) を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第10項) |
|  |  | ※　施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等 |  |  |
|  |  | 計画担当介護支援専門員は、入居者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入居者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画のモニタリングを行い、入居者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。 |  | 平12老企43  第4の11の(9) |
|  |  | なお、入居者の解決すべき課題の変化は、入居者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入居者の解決すべき課題に変化が認められる場合には、円滑に連携が行われる体制の整備に努めなければなりません。 |  |  |
|  |  | **(12)　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画のモニタリングの実施に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによって行っていますか。** |  | 条例第81号第54条準用  (第16条第11項) |
|  |  | **ア 定期的に入居者に面接していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ 定期的にモニタリングの結果を記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　モニタリングの実施 |  |  |
|  |  | 施設サービス計画作成後のモニタリングについては、定期的に入居者と面接して行う必要があります。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要です。 |  | 平12老企43  第4の11の  (10) |
|  |  | 「定期的に」の頻度については、入居者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとします。 |  |  |
|  |  | また、「特段の事情」とは、入居者の事情により、入居者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。 |  |  |
|  |  | なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 |  |  |
|  |  | **(13)　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第16条第12項) |
|  |  | ア 入居者が要介護更新認定を受けた場合 |  |  |
|  |  | イ 入居者が介護状態区分の変更の認定を受けた場合 |  |  |
|  |  | **(14)　上記(11)の施設サービス計画の変更に当たっても、上記(2)から(10)について行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第16条第13項) |
| 16 | 介護  (基本) | **(1)　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第48条第1  項 |
|  |  | **(2)　入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないように留意していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の6の  (1) |
|  |  | **(3)　ユニットでは、入居者の日常生活における家事（食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど）を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第2項  平12老企43第5の6の(2) |
|  | (入浴) | **(1)　入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第3項 |
|  |  | **ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えていますか。** | いる  いない | 平12老企43第5の6の(3) |
|  |  | **(2)　入浴は、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」行っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の6の  (3) |
|  |  | **また、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **※　貴施設では、重度の認知症で本人の意思が確認できない場合など、どのような方法で入浴回数を決めていますか。** |  |  |
|  |  | |  | | --- | |  | |  |  |
|  |  | ※　留意点１ |  |  |
|  |  | **下記の該当項目に○をつけて下さい。** |  |  |
|  |  | ① 健康状態のチェック　　　　　　　　　有　・　無 |  |  |
|  |  | ② チェック項目　　　　血圧、体温、脈拍、褥瘡の有無 |  |  |
|  |  | 看護職員による判断 |  |  |
|  |  | その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  | ③ チェックしたこと(内容)の記録　　　　有　・　無 |  |  |
|  |  | ④ 入浴記録の有無　　　　　　　　　　　有　・　無 |  |  |
|  |  | ⑤ 入浴中止の場合の理由の記録　　　　　有　・　無 |  |  |
|  |  | ⑥ 中止した場合の清拭実施の記録　　　　有　・　無 |  |  |
|  |  | ※　留意点２ |  |  |
|  |  | **①　安易に特別浴とせず、できるだけ家庭生活に近い方法で入浴できる配慮をしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **②　座位がとれる場合は、座って入浴する方法を配慮していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　個浴において湯の温度を高くしすぎないよう、また入浴時間が長くなり過ぎないなど安全面からの配慮をしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　温度調節可能な蛇口やシャワーの温度の点検は入浴準備として漏れなく行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　自立者の入浴時にも、安全確認を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【入浴サービスにおける事故防止について】 |  | 入浴介助における安全確保の徹底について（平成30年10月15日川福監発第44号） |
|  |  | 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次の事項を実施するよう努めていますか。 |  |
|  |  | **ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。** | ない  ある |
|  |  | **イ　事故などが発生した場合に備え、複数の職員で対応する等、安全な介助体制を確保していますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　施設ごとの入浴介助におけるマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【入浴時の事故の例】 |  |  |
|  |  | １　複数の利用者の入浴サービスを行っているなか、入浴中の利用者から目を離し、他の利用者の介助を行った結果、入浴中の利用者が溺れた。 |  |  |
|  |  | ２　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入居者が頭から転落した。 |  |  |
|  |  | ３　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人がけがをしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。 |  |  |
|  |  | ４　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。 |  |  |
|  |  | ５　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |  |  |
|  | (排せつ) | **(1)　入居者に対し、心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第4項 |
|  |  | **(2)　排せつの介護は、入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施していますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第5項  平12老企43第4の12の(3) |
|  |  | **(3)　おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えていますか。** | いる  いない |
|  |  | **(4)　入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入居者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **※　おむつ交換等の排せつ介助は、入居者の状況に応じて行われていますか。** |  |  |
|  |  | **①　おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換を基本としますが、認知症その他の障害で意思伝達が不可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **②　不安感や羞恥心への配慮をしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　感染対策に留意していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　夜間の排泄介助及びおむつ交換についても、十分配慮されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑥　汚物入容器等は見苦しくないようにしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑦　汚物は速やかに処理されていますか。** | いる  いない |  |
|  | (褥瘡予防) | **(1)　褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第6項 |
|  |  | (2)　「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。 |  | 平12老企43  第4の12の  (5) |
|  |  | 例えば、次のようなことに取り組んでいますか。 |  |  |
|  |  | **ア　当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度等が低い入居者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の11の(5)イ |
|  |  | **イ　当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護職員が望ましい。）を決めていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の11の(5)ロ |
|  |  | **ウ　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置していますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の11の(5)ハ |
|  |  | **エ　当該施設における褥瘡対策のための指針を整備していますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の11の(5)ニ |
|  |  | **オ　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施していますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の11の(5)ホ |
|  |  | **また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましいとされていますが、活用していますか。** | いる  いない |
|  |  | （いる場合の具体的内容） |  |  |
|  |  | |  | | --- | |  | |  |  |
|  | (日常の世話) | **指定施設は、入居者にとっての生活の場であることから、入居者に対し、上記のほか、通常の１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容等の介護（心身の状況に応じた日常生活上の世話）を適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第7項 |
|  | (介護職員の常駐) | **常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第8項 |
|  |  | ※　「常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものです。（「31 勤務体制の確保」参照） |  | 平12老企43  第4の12の(7) |
|  |  | ２以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものです。 |  |  |
|  |  | なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとされています。 |  |  |
|  | （入居者負担等の禁止） | **入居者に対し、入居者の負担により、当該指定施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。** | いない  いる | 条例第81号第48条第9項 |
| 16  ⑵ | 介護職員等による喀痰吸引等について  （以下、該当事業所のみ点検してください。） | **平成24年４月１日から「社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。貴事業所は該当しますか。** | いる  いない | 社会福祉士及び介護福祉士法（士士法）第48条の2、3  同法施行規則第26条の2、3 |
|  | ※　制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。 |  | 平成23年11月11日社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ①　喀痰吸引等のパンフレット |  |
|  |  | ②　喀痰吸引等の制度説明（概要） |  |
|  |  | （検索方法：厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等　パンフレット」及び「喀痰吸引等　制度について」と入力し、該当するＰＤＦファイルを選択してください。） |  |
|  |  | (1)　認定特定行為業務従事者について |  | 士士法施行規則第26条の3第2項 |
|  |  | **①　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。** | いる  いない |
|  |  | **②　認定特定行為従事者は何人いますか。** |  |  |
|  |  | 人 |  |  |
|  |  | (2) 登録特定行為事業者について |  |  |
|  |  | **①　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。** | いる  いない | 士士法第48  条の3 |
|  |  | 業務開始日　　　　　　年　　　　月　　　日 |  |  |
|  |  | **②　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【登録している行為】該当するものに○をつけてください。 |  |  |
|  |  | （たん吸引）・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内 |  |  |
|  |  | （経管栄養）・胃ろう又は腸ろう　・経鼻経管栄養 |  |  |
|  |  | (3)　たん吸引等の業務の実施状況について |  |  |
|  |  | **①　介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第1項1号 |
|  |  | **②　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第1項3号 |
|  |  | **③　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第2項6号 |
|  |  | **④　実施した結果について、結果報告書の作成、医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第1項4号 |
|  |  | **⑤　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第2項3号 |
|  |  | **⑥　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。** | いる  いない | 規則第26条の3第1項6号 |
| 17 | 食事 | ★ユニットでの食事について選択してください。 |  |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 食事の場所 | 各ユニット・ユニット以外の食堂 | | 食事時間 | 各自のペース ・ そろった時間 | | ユニット内調理 | 有の場合具体的に記載して下さい。 | | 有　・　無 |  | |  |  |
|  | (基本) | **(1)　栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。** | いる  いない | 条例第81号第49条第1項 |
|  |  | **(2)　入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じた栄養管理を行うとともに、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の(1) |
|  |  | **(3)　施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の7の(1) |
|  |  | **(4)　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第49条第2項 |
|  |  | **(5)　入居者の食事は、自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、ユニットの食堂で行われるよう努めていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の(1) |
|  |  | **(6)　入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をすることができるよう必要な時間を確保していますか。** | いる  いない | 条例第81号第49条第3項 |
|  |  | **(7)　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降としていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の(3) |
|  |  | （食事時間を記入して下さい。） |  |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 朝食 | 時　　　分　～　　　　時　　　分 | | 昼食 | 時　　　分　～　　　　時　　　分 | | 夕食 | 時　　　分　～　　　　時　　　分 | |  |  |
|  |  | **(8)　入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、できる限り離床し、入居者が共同生活室で食事をすることを支援していますか。** | いる  いない | 条例第81号第48条第4項  平12老企43  第5の7の(2) |
|  |  | **(9)　その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第5の7の(2) |
|  | (調理) | **(1)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の13の(2) |
|  |  | **(2)　病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の13の(3) |
|  |  | **(3)　食事提供に関する業務は指定施設自ら行っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の(4) |
|  |  | **(4)　なお、食事の提供に関する業務を第三者に委託しているときは、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。** | いる  いない |
|  | (関係部門の連携等) | **(1)　食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入居者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の(5) |
|  |  | **(2)　入居者に対しては適切な栄養食事相談を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13(6) |
|  |  | **(3)　食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士（入居者が４０人を超えない指定施設であって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士）を含む会議において検討が加えられていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の13の  (7) |
| 18 | 相談及び援助 | **常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第19条) |
| 19 | 社会生活上の便宜の提供等 | **(1)　入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。** | いる  いない | 条例第81号第50条第1項 |
|  |  | **入居者１人１人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。** | いる  いない | 平12老企43第5の8の(1) |
|  |  | **★　入居者の自律的な同好会やクラブ活動があれば記載してください。** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動内容や名称 | 参加者数 | 自律性の有無 | |  | 約　　　人 | あり　・　なし | |  | 約　　　人 | あり　・　なし | |  | 約　　　人 | あり　・　なし | |  | 約　　　人 | あり　・　なし | |  | 約　　　人 | あり　・　なし | |  |  |
|  |  | **(2)　入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第50条第2項 |
|  |  | **特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の15の(2) |
|  |  | **(3)　常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第50条第3項 |
|  |  | **家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、家族等ができるだけ気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮していますか。** | いる  いない | 平12老企43第5の8の(2) |
|  |  | **貴施設では、個室での家族や友人の宿泊を認めていますか。** | いる  いない | 平12老企43第5の8の(2) |
|  |  | **入居者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入居者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の15の(3) |
|  |  | **(4)　入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の15の(4) |
|  |  | **(5)　入居者の外出の機会を確保するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第50条第4項 |
| 19  ⑵ | 入居者預り金等の取り扱い | **(1)　利用者から現金等又は物品を預かっていますか。** | いる  いない | 平12老企54  (別紙)(７)③ |
|  | **(2)　金品を預かる際には、責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 責任者名 |  |  |
|  |  | 補助者名 |  |  |
|  |  | **(3)　適正な管理が行われていることの確認を、複数の者により行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　現金等又は物品を預かっている利用者との保管依頼書、個人別出納台帳等を備えていますか。** | いる  いない |  |
| 20 | 機能訓練 | **(1)　入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第21条) |
|  |  | **(2)　(1)の機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の16 |
| 21 | 栄養管理 | **入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第21条の2) |
|  |  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第８条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  |  | ※　入居者に対する栄養管理について、令和３年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入居者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行ってください。 |  | 平12老企43  第4の17 |
|  |  | 栄養管理について、以下の手順により行ってください。 |  |  |
|  |  | **①　入居者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ってください。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。 |  |  |
|  |  | **②　入居者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　入居者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16 日老認発0316 第３号、老老発0316 第２号）第４において示しているので、参考にしてください。 |  |  |
| 22 | 口腔衛生の管理 | **入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第21条の3) |
|  |  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第９条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  |  | ※　入居者に対する口腔衛生の管理について、令和３年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めています。 |  | 平12老企43  第4の18 |
|  |  | **(1)　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(2)　(1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができます。 |  |  |
|  |  | イ 助言を行った歯科医師 |  |  |
|  |  | ロ 歯科医師からの助言の要点 |  |  |
|  |  | ハ 具体的方策 |  |  |
|  |  | ニ 当該施設における実施目標 |  |  |
|  |  | ホ 留意事項・特記事項 |  |  |
|  |  | **(3)　医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っていますか。** | いる  いない |  |
| 23 | 健康管理 | **指定施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第22条) |
| 24 | 入院期間中の取扱い | 入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定施設に円滑に入所することができるように次のとおりにしていますか。 |  | 条例第81号第54条準用  (第23条) |
|  |  | **(1)　「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入居者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の20の(1) |
|  |  | ※　「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入居者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指します。 |  | 平12老企43  第4の20の(2) |
|  |  | **(2)　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入居者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等としていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の20の(3) |
|  |  | **(3)　施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　なお、上記の例示の場合であっても、再入居が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、入居者の生活に支障を来さないよう努めていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(5)　入居者の入院期間中のベッドは、短期入所事業等に利用しても差し支えありませんが、当該入居者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものとしていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の20の  (4) |
| 25 | 入所者に関する市町村への通知 | **入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第24条) |
|  | ア　正当な理由なしに指定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 |  |
|  |  | イ　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |  |
| 26 | 緊急時等の対応 | **(1)　指定施設は、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の配置医師（嘱託医）との連携方法その他の緊急時等における対応方針を定めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第24条の2) |
|  |  | ※　(1)の対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等を定めることがあげられます。 |  | 平12老企43  第4の22 |
|  |  | **(2)　上記①の内容について運営規程に定めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第51条 |
| 27 | 管理者による管理 | **専ら当該指定施設の職務に従事する常勤の者が管理者になっていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第25条)  平12老企43  第4の23 |
|  |  | ※　ただし、当該指定施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定施設のサテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事することができます。 |  |
| 28 | 管理者の責務 | **(1)　管理者は、当該指定施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第26条第1項) |
|  |  | **(2)　管理者は、従業者に指定施設の条例第81号第4章「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第26条第2項) |
| 29 | 計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は、「施設サービス計画の作成」に関わる業務のほか、次に掲げる業務を行うこととされています。 |  | 条例第81号第54条準用  (第27条) |
|  | ★必ず計画担当介護支援専門員がチェックし、記入して下さい。 | **(1)　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第27条第1号) |
|  | **(2)　入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等を交えて定期的に検討していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第27条第2  号) |
|  |  | **(3)　上記の検討の結果、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第27条第3  号) |
|  |  | **その場合、入居者の退所に際しての必要な援助として、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携を図っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第27条第4  号) |
|  |  | **(4) 計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第27条第5号) |
|  |  | **(5) 入居者及びその家族から指定施設サービスに関する苦情を受け付けた場合、苦情の内容等を記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第27条第6号) |
|  |  | **(6)　入居者に対する指定施設サービスの提供により事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第27条第7号) |
| 30 | 運営規程 | **次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第51条 |
|  |  | ア　施設の目的及び運営の方針 |  | 平12老企43  第5の9 |
|  |  | イ　従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |
|  |  | ウ　入所定員 |  |  |
|  |  | エ　ユニットの数及びユニットごとの入居定員 |  |  |
|  |  | オ　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |
|  |  | カ　施設の利用に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | キ　緊急時等における対応方法 |  |  |
|  |  | ク　非常災害対策 |  |  |
|  |  | ケ　虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
|  |  | コ　ア～ケに掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 |  |  |
|  |  | ※　イの従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。 |  | 平12老企43  第4の26 |
|  |  | ※　ケの虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 |  |  |
|  |  | （経過措置があり、令和６年３月31日までの間は努力義務） |  |  |
| 31 | 勤務体制の確保等 | 入居者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めてください。 |  | 条例第81号第29条第1項 |
|  |  | ※　「勤務の体制を定める」とは、１のユニットごとに勤務表を作ることを意味します。（夜勤は２ユニットごとに１人の勤務体制） |  |
|  |  | **(1)　原則として月ごと及びユニットごとの勤務表を作成していますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の27の(1) |
|  |  | **(2)　勤務表には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置、兼務関係等を記載し、明確にしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(3)　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(5)　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第  29条第2項 |
|  |  | ※　上記 (3) (5)のいずれかが満たされない場合、全てのユニットの入居者について97%に減算されます。 |  |
|  |  | **(6)　ユニットリーダーについては、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を２名以上配置していますか。** | いる  いない | 条例第81号第  29条第3項 |
|  |  | **★　ユニットケアリーダー研修会修了者氏名を記載してください。（２名以上。２ユニット以下の施設は１名でも可）** |  |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  | **(7)　研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(8)　研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(9)　入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理・洗濯等)を除き、施設のサービスは、当該施設の従業者によって提供されていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第52条第3項  平12老企43  第4の27の(2) |
|  |  | (10)　令和３年４月１日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合 |  | 平12老企43第5の10の(3) |
|  |  | **令和３年改正省令附則第６条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10 時から翌日の午前５時までを含めた連続する16 時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置していますか。** | いる  いない |
|  |  | ①　日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 |  |  |
|  |  | **ユニットごとに常時１人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する８時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を８で除して得た数が、入居者の数が10 を超えて１を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ②　夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 |  |  |
|  |  | **２ユニットごとに１人の配置に加えて、当該２ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を16 で除して得た数が、入居者の合計数が20 を超えて２又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(11)　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。** | いる  いない | 条例第81号第52条第4項 |
|  |  | **(12) 年間研修計画を策定し、計画的な研修を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(13)　全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第３条第１項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第５条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  |  | ※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたもので、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 |  | 平12老企43  第4の27の(3) |
|  |  | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。 |  |  |
|  |  | 施設は、令和６年３月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講してください（この場合についても、令和６年３月31 日までは努力義務です）。 |  |  |
|  |  | **(14)　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号  第52条第5項 |
|  |  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定しています。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。 |  | 平12老企43  第4の27の(4) |
|  |  | なお、セクシュアルハラスメントは、上司や同僚に限らず、入居者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 |  |  |
|  |  | イ　事業者が講ずべき措置の具体的内容 |  |  |
|  |  | 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意する内容は以下のとおりです。 |  |  |
|  |  | ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 |  |  |
|  |  | 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 |  |  |
|  |  | ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |  |  |
|  |  | 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  |  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |  |  |
|  |  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について |  |  |
|  |  | パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、入居者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業者が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。 |  |  |
|  |  | この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 |  |  |
|  |  | （<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html>） |  |  |
| 32 | 業務継続計画の策定等 | **(1)　感染症及び非常災害が発生した場合において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第29条の2第1項) |
|  |  | なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  |  | ※　感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 平12老企43  第4の28(1)、(2) |
|  |  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 |  |  |
|  |  | ①　感染症に係る業務継続計画 |  |  |
|  |  | イ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） |  |  |
|  |  | ロ　初動対応 |  |  |
|  |  | ハ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） |  |  |
|  |  | ②　災害に係る業務継続計画 |  |  |
|  |  | イ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） |  |  |
|  |  | ロ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） |  |  |
|  |  | ハ　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  |  | **(2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第29条の2第2項) |
|  |  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平12老企43  第4の28(3)、(4) |
|  |  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
|  |  | **(3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第29条の2第3項) |
| 33 | 定員の遵守 | **災害、虐待その他のやむを得ない事情が無いにも拘わらず、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていませんか。** | いない  いる | 条例第81号第53条 |
|  |  | ※　やむを得ない措置等により、定員超過を行わざるを得ない場合について、下の左欄の場合は、定員超過に関する減算については右欄のように緩和して取り扱われます。 |  | 平12厚告27  12のイ |
|  |  | ※（「やむを得ない措置等による定員超過」） |  |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | ①　老人福祉法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置による入所(同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。)によりやむを得ず定員を超える場合。 | 入所定員に100分の105を乗じて得た数まで  ただし入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に２を加えて得た数まで | | ②　入院中の入居者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、やむを得ず利用定員を超える場合（当初の再入所予定日までの間に限る。） | | ③　入所見込者の家族が急遽入院するなど、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案して、やむを得ず「併設される短期入所」の空床を利用して入所した場合 | 入所定員に100分の105を乗じて得た数まで | |  |  |
|  |  | ※　上記の定員超過は、あくまで一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。 |  |  |
|  |  | ※　他の入居者が退所した場合も定員超過が解消したこととなるので、その後に通常の入居者を受け入れ、再度定員超過した場合、発生原因は通常入所なので、上記特例は適用されません。 |  |  |
| 34 | 非常災害対策 | **(1)　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第31条) |
|  |  | ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 |  | 平12 老企43第4の29の(2) |
|  |  | ※　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては防火管理者に行わせてください。防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定施設においても、防火管理について責任者を定め、その責任者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 |  |  |
|  |  | **(2)　(1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第31条第2項) |
|  |  | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものにしてください。 |  | 平12 老企43第4の29の(3) |
|  |  | **(3)　入居者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第31条第3項) |
| 35 | 衛生管理等  (空調設備等) | **空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。** | いる  いない | 平12老企43第4の30の(1)の④ |
|  |
|  | (医薬品・医療機器) | **(1)　医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第32条第1号) |
|  |  | **(2)　誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成し、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していますか。** | いる  いない | 平26老高発2・老振発1・老老発1・薬食安発3 |
|  |  | **(3)　投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。** | いる  いない | 平26老高発2・老振発1・老老発1・薬食安発3 |
|  |  | ※　指定施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。 |  | 条例第81号第54条準用(第32条第2項) |
|  | (感染症・食中毒の予防) | **(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第32条第2  項第1号、第3項) |
|  |  | ※　委員会は幅広い職種で構成させる必要がありますが、例えば次のようなメンバーを言います。 |  | 平12老企43  第4の30の(2)の① |
|  |  | 例：　施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、 |  |
|  |  | 介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員 |  |  |
|  |  | **※　前年度の開催状況** |  |  |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 委員会の名称 |  | | 開催ルールと開催回数 |  | | 委員会構成員 |  | |  |  |
|  |  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | ※　感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | **(2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため次のような内容を盛り込んだ指針を整備していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第32条第2項第2号) |
|  |  | ※　指針に盛り込むべき内容 |  |  |
|  |  | 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 |  | 平12老企43  第4の30の  (2)の② |
|  |  | 平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  |
|  |  | **(3)　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年２回以上定期的に実施していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第32条第2項第3号) |
|  |  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 |  |  |
|  |  | 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。 |  | 平12老企43  第4の30の  (2)の③、④ |
|  |  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第11条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  |  | **(4)　感染者や既往者の入所に際し、感染対策担当者は、介護職員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知を図っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第32条第2項第4号) |
|  |  | (5)　感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、次の手順に沿った対処を取らなければなりません。 |  |  |
|  |  | **ア　従業者が、入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の一 |
|  |  | **イ　管理者は当該指定施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前記アの報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行っていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268のニ |
|  |  | **ウ　感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の三 |
|  |  | **エ　指定医師及び看護職員は、当該指定施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行っていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の四 |
|  |  | **オ　指定施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の五 |
|  |  | **カ　指定介護施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録していますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の六 |
|  |  | **キ　管理者は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の七 |
|  |  | ㈠　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が１週間内に２名以上発生した場合 |  |  |
|  |  | ㈡　同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 |  |  |
|  |  | ㈢　上記㈠及び㈡に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合 |  |  |
|  |  | **ク　上記キの報告を行った場合は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう、努めていますか。** | いる  いない | 平18厚労告  268の八 |
|  |  | **※　施設内の感染症拡大を未然に防ぐため、利用者だけでなく介護職員室等、施設内すべての場所で共用タオルの使用を禁止していますか。** | いる  いない |  |
| 36 | 協力病院等 | **(1)　入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第33条第1  項)  平12老企43  第4の31 |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 協力病院名 |  | | 委託費の支払いの有無 | 有（　　　　　　　円）・　無 | |  |
|  |  | **(2)　入居者の口腔衛生の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第33条第2  項)  平12老企43  第4の31 |
|  |  | |  |  | | --- | --- | | 協力病院名 |  | | 委託費の支払いの有無 | 有（　　　　　　　円）・　無 | |  |
|  |  | ※　協力病院及び協力歯科医療機関は、何れも指定施設から近距離にあることが望ましいです。 |  |  |
| 37 | 掲示 | **(1)　施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第34条) |
|  |  | ※　施設は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意してください。 |  | 平12老企43  第4の32(1) |
|  |  | ①　施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入居者又はその家族に対して見やすい場所のこと。 |  |  |
|  |  | ②　従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めてはいません。 |  |  |
|  |  | **(2)　(1)に規定する重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(3)　掲示にあたっては、文字の大きさ、掲示物の様式等、見やすい形式のものとなっていますか。** | いる  いない |  |
| 38 | 秘密保持等 | **(1)　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしたことはありませんか。** | ない  ある | 条例第81号第54条準用  (第35条)  平12老企43  第4の33 |
|  |  | **(2)　従業者が、退職した後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時に文書で取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じていますか。** | いる  いない |
|  |  | **(3)　居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。** | いる  いない | 個人情報保護法  平29ガイダンス |
|  |  | ※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 |  |  |
|  |  | ア　利用目的を出来る限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 |  |  |
|  |  | イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等をすること。 |  |  |
|  |  | ウ　個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督すること。 |  |  |
|  |  | エ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。 |  |  |
|  |  | オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。 |  |  |
|  |  | カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。 |  |  |
|  |  | ※　改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱い事業者も、法律の規制対象となりました。 |  |  |
|  |  | ※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省） |  |  |
|  |  | 介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知りえないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取り扱いが求められます。そのため、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、介護事業者が遵守すべき事項等について、ガイダンスを定めたものです。 |  |  |
|  |  | ※　ガイダンス5.(3)④「介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の同意を用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要である。」 |  |  |
| 39 | 広告 | **当該指定施設についての広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものになってしまったことはありませんか。** | ない  ある | 条例第81号第54条準用(第36条) |
| 40 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | **(1)　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。** | いない  いる | 条例第81号第54条準用  (第37条第1  、2項)  平12老企43  第4の34 |
|  | **(2)　居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。** | いない  いる |
| 41 | 苦情処理 | **(1)　提供した指定施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第38条第1項) |
|  |  | ※　必要な措置とは、苦情を受け付ける窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書)に記載するとともに、施設に掲示する等の措置をいいます。 |  | 平12老企43  第4の35の(1) |
|  |  | **(2)　上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第38条第2項)  平12老企43  第4の35(2) |
|  |  | **また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **苦情の内容等の記録は、５年間保存していますか。** | いる  いない | 条例第81号  第42条第2項 |
|  |  | **(3)　提供した指定施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用  (第38条第3項) |
|  |  | **また、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の35(3) |
|  |  | **(4) 市町村から求めがあった場合においては、上記(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第38条第4項) |
|  |  | **(5)　提供した指定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う法第176条第１項第３号の規定による「調査」に協力していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第38条第5項) |
|  |  | **また、国保連から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(6) 国保連からの求めがあった場合には、上記(5)の改善の内容を国保連に報告していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第38条第6項) |
| 42 | 地域との連携等 | **(1)　施設の運営に当たっては、指定施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第39条第1項)  平12老企43  第4の36(1) |
|  |  | **(2)　施設の運営に当たっては、市町村が派遣する介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、提供した指定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業(広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含む。)に協力するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第39条第2項)  平12老企43  第4の36(2) |
| 43 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | **(1)　次のような項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を作成していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第1項第1号)  平12老企43第4の37の(1) |
|  | ①　施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 |  |
|  | ②　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 |  |
|  |  | ③　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 |  |
|  |  | ④　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑤　介護事故等発生時の対応に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑥　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ⑦　その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 |  |  |
|  |  | **(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策が従業者に周知徹底する体制が整備されていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第1項第2号) |
|  |  | ※　事故が発生した場合等の報告、改善策、従業者への周知徹底は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものです。具体的には、次のような手順を想定しています。 |  | 平12老企43  第4の37の(2) |
|  |  | ①　介護事故等について報告するための様式を整備すること。 |  |  |
|  |  | ②　介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記載するとともに、①の様式に従い介護事故等について報告すること。 |  |  |
|  |  | ③　次の(3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 |  |  |
|  |  | ④　事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 |  |  |
|  |  | ⑤　報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 |  |  |
|  |  | ⑥　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  |  |
|  |  | **(3)　事故発生の防止のために、次のような委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます。）を設置し、定期的及び必要に応じて開催していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第1項第3号、第2項) |
|  |  | ○　委員会は、介護事故発生の防止、再発防止のための対策を検討するものであること。 |  |
|  |  | ○　幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)によって構成すること。 |  |
|  |  | ○　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 |  |  |
|  |  | ○　委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 |  |  |
|  |  | ●　**開催頻度　年　　回（ 毎月・　　月に１回）** |  |  |
|  |  | ○　責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 |  |  |
|  |  | ○　施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  |  |
|  |  | 〇　委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  |  | **(4)　事故発生の防止のため、次のような従業者に対する研修を実施していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第1項第3号)  平12老企43第4の37の(4) |
|  |  | ○　事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すること。 |  |
|  |  | ○　当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うこと。 |  |
|  |  | ○　当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年２回以上)を開催すること。 |  |
|  |  | ○　新規採用時に必ず事故発生防止の研修を実施すること。 |  |
|  |  | ○　研修の実施内容について記録を作成すること。 |  |  |
|  |  | **(5)　(1)～(4)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第1項第4号) |
|  |  | **(6)　入居者に対する指定介護施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第2項) |
|  |  | **(7)　介護事故等の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第3項) |
|  |  | **(8)　入居者に対する指定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条第4項) |
|  |  | **(9)　(8)の事態に備えて、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有する等の措置を講じていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の37の(6) |
| 44 | 虐待の防止 | **虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第40条の2) |
|  |  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |  |
|  |  | **(1)　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第4の38 |
|  |  | ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護老人福祉施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  |  |
|  |  | ・　虐待の未然防止 |  |  |
|  |  | 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第１条の２の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
|  |  | ・　虐待等の早期発見 |  |  |
|  |  | 従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 |  |  |
|  |  | ・　虐待等への迅速かつ適切な対応 |  |  |
|  |  | 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 |  |  |
|  |  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次の事項を実施してください。 |  |  |
|  |  | ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号） |  |  |
|  |  | 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 |  |  |
|  |  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  |  |
|  |  | なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | また、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 |  |  |
|  |  | イ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 |  |  |
|  |  | ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること。 |  |  |
|  |  | ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 |  |  |
|  |  | ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。 |  |  |
|  |  | ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 |  |  |
|  |  | ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 |  |  |
|  |  | ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 |  |  |
|  |  | **(2)　施設における虐待の防止のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ②　虐待の防止のための指針(第２号) |  |  |
|  |  | 施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 |  |  |
|  |  | イ　施設における虐待の防止に関する基本的考え方 |  |  |
|  |  | ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 |  |  |
|  |  | ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |  |  |
|  |  | ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 |  |  |
|  |  | ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 |  |  |
|  |  | ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 |  |  |
|  |  | チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |  |  |
|  |  | リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |
|  |  | **(3)　介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号） |  |  |
|  |  | 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。 |  |  |
|  |  | 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 |  |  |
|  |  | また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、施設内での研修で差し支えありません。 |  |  |
|  |  | **(4)　(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。** | いる  いない |  |
| 45 | 高齢者虐待の防止 | **(1)　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。** | いる  いない | 高齢者虐待防止法第5条 |
|  |  | **(2)　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。** | いる  いない | 高齢者虐待防止法第20条  市虐待防止条例第6条 |
|  |  | **(3)　高齢者虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、市に通報していますか。** | いる  いない | 高齢者虐待防止法第21条  市虐待防止条例第8条 |
|  |  | （高齢者虐待に該当する行為） |  | 高齢者虐待防止法第2条 |
|  |  | ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |  |
|  |  | イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |  |  |
|  |  | ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |  |  |
|  |  | エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 |  |  |
|  |  | オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |  |  |
| 46 | 記録の整備 | **(1)　従業者、設備及び会計に関する記録を整備していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第42条第1項) |
|  |  | **(2)　入居者に対する指定施設サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。** | いる  いない | 条例第81号第54条準用(第42条第2項) |
|  |  | ア　施設サービス計画 |  |
|  |  | イ　条例第81号第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |
|  |  | ウ　条例第81号第15条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |  |
|  |  | エ　条例第81号第24条の規定による市町村への通知に係る記録 |  |  |
|  |  | オ　条例第81号第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |  |  |
|  |  | カ　条例第81号第40条第４項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  |  | ※　「その完結の日」とは、個々の入居者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入居者の死亡、入居者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。 |  | 平12老企43  第4の40 |
| 47 | 電磁的記録等 | **(1)　作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第９条第１項（受給資格等の確認）及び第12条第１項（サービスの提供の記録）並びに(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っていますか。** | いる  いない | 条例第81号第55条第1項 |
|  |  | ※　電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。  この規定は、施設及びサービスの提供に当たる者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 |  | 平12老企43  第6の1  平12老企40  第2の1の(10) |
|  |  |  |
|  |  | ①　電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 |  |  |
|  |  | ②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  |  | ③　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 |  |  |
|  |  | ④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | **(2)　施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　電磁的方法とは、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいいます。 |  | 平12老企43  第6の2  条例第81号第6条第2～6項 |
|  |  | この規定は、入居者及びその家族等の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に入居者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 |  |
|  |  | ※①　電磁的方法による交付は、以下に準じた方法によります。 |  |  |
|  |  | ア　電磁的方法とは、次の㈠、㈡に掲げるものによります。 |  |  |
|  |  | ㈠　電子情報処理組織を使用する方法のうち(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもの |  |  |
|  |  | (ｱ)　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |  |  |
|  |  | (ｲ)　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） |  |  |
|  |  | ㈡　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  |  | イ　アに掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  |  |
|  |  | ウ　「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 |  |  |
|  |  | エ　施設は、アにより重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 |  |  |
|  |  | ・　ア㈠・㈡の方法のうち施設が使用するもの |  |  |
|  |  | ・　ファイルへの記録の方式 |  |  |
|  |  | オ　エによる承諾を得た施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでありません。 |  |  |
|  |  | ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入居者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 |  |  |
|  |  | ③　電磁的方法による締結は、入居者等・施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　②・③については「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 |  |  |
|  |  | ④　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により定めがある場合は、当該定めに従ってください。 |  |  |
|  |  | ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| 48 | 介護サービス情報の公表 | **指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告していますか。** | いる  いない | 法第115条の35第1項規則第140条の43、44 |
|  | ※　平成24年度からは、新規事業所、既存事業所とも、「基本情報」、「調査情報」を報告。 |  |
|  |  | ※　１年間の介護報酬実績が100万円を超える事業所が対象。 |  |  |
| 49 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | **(1)　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第115条の32第1項  施行規則第140条の39 |
|  | 【事業者が整備等する業務管理体制の内容】 |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業所数 | 整備届出事項 |  | | 20未満 | ①法令遵守責任者 | 名称又は氏名  主たる事業所の所在地  代表者氏名  法令遵守責任者氏名 | | 20以上100未満 | ①法令遵守責任者  ②法令遵守規定 | 上記に加えて  「法令遵守規程の概要」 | | 100以上 | ①法令遵守責任者  ②法令遵守規定  ③業務執行監査の定期的実施 | 上記に加えて  「業務執行監査の方法の概要」 | |  |  |
|  |  | **(2)　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。** | いる  いない | 介護サービス事業者係る業務管理体制の監督について（平成21年3月30日老発第0330077号） |
|  |  | **(3)　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | ○　具体的な取組を行っている場合には、次のアからオを○で囲み、カについては内容を記入してください。 |  |
|  |  | ア　介護報酬の請求等のチェックを実施している  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている |  |
|  |  | ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている |  |  |
|  |  | エ　業務管理体制についての研修を実施している |  |  |
|  |  | オ　法令遵守規程を整備している |  |  |
|  |  | カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  |  | **(4)　業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　法令遵守責任者の職・氏名 |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職 | 氏名 | 届出日 | |  |  | 年　　月　　日 | |  |  |
|  |  | ※　法令遵守責任者として、現在取り組んでいる重点的な事項を記載してください。 |  |  |
|  |  | |  | | --- | |  | |  |  |
| 50 | 開設者の住所変更の届出等 | **指定施設の開設者は、開設者の住所その他介護保険法施行規則第135条に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第89条 |
|  |  | 【介護保険法施行規則第135条に定める事項】 |  | 施行規則  第135条 |
|  |  | ア　施設の名称及び開設の場所 |  |
|  |  | イ　開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |  |  |
|  |  | ウ　登記事項又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） |  |  |
|  |  | エ　併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 |  |  |
|  |  | オ　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 |  |  |
|  |  | カ　施設の管理者の氏名及び住所 |  |  |
|  |  | キ　運営規程 |  |  |
|  |  | ク　協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） |  |  |
|  |  | ケ　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 |  |  |
| 51 | 指定更新 | **６年ごとの指定更新に当たっては、当初又は直近の指定変更の届出の内容どおり、人員基準、施設基準に抵触していないことを確認していますか。** | いる  いない | 法第86条の2 |
|  |  | **●次回指定更新時期　令和　　年　　月　　日** |  |  |
|  |  | ※　施設基準上、必要な部屋等が指定時に図面上明確に位置づけられていたにも関わらず、別用途にされている事例が見受けられます。この場合、原則として指定更新が認められませんので、用途を変更等する際は、必ず市等へ相談の上、必要な手続きを行って下さい。 |  |  |
|  |  | **基準上の設備等は届出の図面と現状が一致していますか。** | いる  いない |  |
|  | 第５　介護給付費の算定及び取扱い | |  |  |
| 《基本的事項》 | | |  |  |
| 1 | 算定の方法 | **(1)　サービスごとの介護給付費単位数表により費用の額を算定していますか。** | いる  いない | 法第48条第2項 |
|  |  | **(2)　サービスに要する額は、「別に厚生労働大臣が定める１単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告21の別表の1 |
| 2 | 算定上における端数処理 | **(1) 単位数の算定は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の(1) |
|  |  | **(2)　算定された単位数から金額に換算する際生じる１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の(1) |
| 3 | 入退所の日数の数え方 | **(1)　入居又は短期入所の日数は、原則として、入居及び退所した日の両方を含んでいますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の1の(2)の① |
|  | **(2)　入所者等が、同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間では、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に、他の介護保険施設等に入所等する場合には、退所等した介護保険施設等においてはその日の算定はできません。このとおり算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の  (2)の② |
|  |  | ※　ここでの介護保険施設等とは、介護保険施設、特定施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護のことです。 |  |  |
|  |  | **(3)　入所者等が、同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって、当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定できず、また同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定できません。このとおり算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の(2)の③ |
| 4 | 定員超過利用の場合の所定単位数の算定 | **(1)　災害等やむを得ない理由による定員超過利用を除き、指定施設の月平均の入所者数（空床利用短期入所生活介護を含む）が定員を超えた場合に、その翌月から定員超過利用が解消される月まで、利用者等の全員について、所定単位数の７割を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告27  12のイ |
|  |  | **この場合の、平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まない取扱いとしていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の1の(2)の④ |
|  |  | **この場合の１月間（暦月）の利用者等の平均については、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除した数としていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の  (3)の② |
|  |  | **この場合の平均利用者等の数（暦月ごとの入所者数）は、小数点以下を切り上げて整数としていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の  (3)の② |
| 5 | 常勤換算方法による職員数の算定方法 | **暦月ごとの職員の勤務延時間数は、当該施設の常勤職員が勤務すべき時間で除した時間数(小数点第２位以下切り捨て)として算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の  (4) |
|  | **ただし、やむを得ない事情により、配置されている職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合については、１月以内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなします。このとおり取り扱っていますか。** | いる  いない |  |
| 6 | 人員基準欠如の場合  (1)ユニットにおける看護職員に係る減算 | **(1)　ユニット型施設では、介護職員と看護職員の配置欠如については、常勤換算方法で、入所者の数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない又は基準で定める員数の介護支援専門員を置いていない場合に、所定単位数の７割を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告27  12のハ  平12老企40  第2の1の(5) |
|  | **(2) 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用いていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の(5)  の② |
|  | **また、平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げていますか。** | いる  いない |
|  |  | **(3)　看護・介護職員が人員基準上必要とされる員数を満たさない場合は、次のとおり減算していますか。** |  | 平12老企40  第2の1の(5)  の③、⑤ |
|  |  | **ア １割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の７割を算定していますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ １割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から利用者全員について、所定単位数の7割を算定していますか。ただし、翌月末において人員基準を満たせば減算になりません。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　介護支援専門員が人員基準上必要とされる員数を満たさない場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等全員について、所定単位数の７割を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の1の(5)の④ |
|  |  | ただし、翌月末において人員基準を満たせば減算になりません。 |  |  |
|  | (2)ユニットにおける職員配置に係る減算 | **ユニットにおける職員の員数がユニットにおける職員の基準（次のア又はイ）に満たない場合には、基準に満たない状況が発生した翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入居者全員（空床短期入所を含む)について97%に減算して請求していますか。** | いる  いない | 平12厚告21  別表の１のロの注3  平12老企40  第2の5の(4) |
|  |  | **ア　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない | 平27厚労告  96第49号 |
|  |  | **イ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **※　上記は１つのユニットごとの勤務表で明確に定めていますか。** | いる  いない | 平12老企43  第2の23 |
| 7 | 夜勤体制による減算 | **(1)　ある月(暦月)において夜勤を行う職員が基準(平12厚告29)を満たさない次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等全員について、所定単位数の100分の97を算定していますか。** |  | 平12厚告21  別表１の注1 |
|  |  | ア　夜間時間帯(午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定する時間とする。) において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が２日以上連続して発生した場合 |  | 平12老企40  第2の1の  (6)の② |
|  |  | イ　夜間時間帯において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が４日以上発生した場合 |  |  |
|  |  | **(2)　夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数は、前年度の平均を用いていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の1の  (6)の③ |
|  |  | ただし、新規開設又は再開の場合は推定数（次の項目８を参照）とします。 |  |
|  |  | **また、平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとします。 |  | 平12老企40  第2の1の(6)の④ |
|  |  | また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとします。 |  |  |
| 8 | 新設、増床又は減床の場合の利用者数等 | 新設、増床又は減床の場合の利用者数等については次のとおりです。 |  | 平12老企40  第2の1の(7) |
|  | (1)　人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定 |  |
|  | **新たに事業を開始し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分の定員に関しては、便宜上、定員数の90％を利用者数等としていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　人員基準欠如の場合 |  |  |
|  |  | **ア　新設又は増床の場合で、前年度において１年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等については、新設又は増床の時点から６月未満の間は、ベッド数の90％とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者等の延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た数としていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　減床の場合は、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数としていますか。** | いる  いない |  |
| 《介護保険施設サービス｠ | | |  |  |
| 1 | 介護福祉施設サービス費 | **施設基準(平27厚労告96)及び夜勤に関する基準(平12厚告29)を満たすものとして、市長に届け出た指定施設においては、当該施設基準の区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じた所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告21の別表の1 |
|  |  |
| 2 | 身体拘束廃止未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３か月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から100分の10に相当する単位数を減算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注4 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95八十六 |
|  |  | **ア　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　上記ア～エの何れかを満たしていない場合であっても、減算の対象となります。 |  |  |
|  |  | ※　実際に身体拘束等が行われているか否かは問いません。 |  |  |
| 3 | 安全管理体制未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、１日につき所定単位数を減算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注5 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  八十六の二 |
|  |  | **ア　事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。** | いる  いない |  |
| 4 | 栄養管理に係る減算  （令和６年３月31日までは経過措置） | **栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、１日につき所定単位数を減算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注6 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95八十六の三 |
|  | **ア　栄養士又は管理栄養士の人員基準を満たしていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。（栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることが可能）。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算になります（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。 |  | 平12老企40  第2の5の(7) |
| 5 | 日常生活継続支援加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注7 |
|  |  | **(1)　日常生活継続支援加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　日常生活継続支援加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚労告96  五十 |
|  |  | (1)　日常生活継続支援加算（Ⅰ） |  |
|  |  | **ア　介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　次のいずれかに該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | a　算定日の属する月の前６月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者の占める割合が100分の70以上であること。 |  |
|  |  | b　算定日の属する月の前６月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 |  |  |
|  |  | c　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。 |  |  |
|  |  | **ウ　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が６又はその端数を増すごとに１以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が７又はその端数を増すごとに１以上ですか。** | いる  いない  該当無し |  |
|  |  | a　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。 |  |  |
|  |  | b　介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 |  |  |
|  |  | c　介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 |  |  |
|  |  | ⅰ　入所者の安全及びケアの質の確保  ⅱ　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  ⅲ　介護機器の定期的な点検  ⅳ　介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 |  |  |
|  |  | **エ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (2)　日常生活継続支援加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | **ア　ユニット型介護老人福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護老人福祉施設サービス費を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　(1)イ～エに該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　日常生活継続支援加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(8) |
|  |  | ①　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とあるのは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者をいいます。 |  |
|  |  | **②　算定日の属する月の前６月間又は前12月間における新規入所者の総数における要介護４又は５の者の割合及び日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の割合を算出する際には、対象となる新規入所者ごとのその入所の日における要介護度及び日常生活自立度の判定結果を用いてください。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近６月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です。**  **これらの割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前３月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出してください。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近３月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です。**  **これらの割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ④　当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の入所者数については、《基本的事項》「6　人員基準欠如の場合の単位数の算定」(2)を準用してください。  また、介護福祉士の員数については、届出日前３月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければなりません。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近３月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに届出を提出しなければなりません。  　　なお、介護福祉士については、その月の前月の末日時点で資格を取得している者としてください。 |  |  |
|  |  | ⑤　必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が７又はその端数を増すごとに１以上である場合については、次の条件を満たしてください。 |  |  |
|  |  | ア　「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することであり、少なくともａからｃまでに掲げる介護機器は使用することとする。その際、ａの機器は全ての居室に設置し、ｂの機器は全ての介護職員が使用すること。  ａ 見守り機器  ｂ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器  ｃ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器  ｄ 移乗支援機器  ｅ その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器 |  |  |
|  |  | イ　介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。 |  |  |
|  |  | ウ　「介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は３月に１回以上行うこと。介護機器活用委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 |  |  |
|  |  | エ　「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。  ａ 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。  ｂ 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 |  |  |
|  |  | オ　「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。  ａ ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか  ｂ １日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか  ｃ 休憩時間及び時間外勤務等の状況 |  |  |
|  |  | カ　日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。 |  |  |
|  |  | キ　介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 |  |  |
|  |  | この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては、３月以上の試行期間を設けることとする。入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の日常生活継続支援加算の要件を満たすこととする。  届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。 |  |  |
|  |  | ⑥　当該加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算は算定できません。 |  |  |
| 6 | 看護体制加算 | **別に基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設は、以下の区分に従い、看護体制加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注8 |
|  |  | **(1)　看護体制加算(Ⅰ)イ** |  |  |
|  |  | **(2)　看護体制加算(Ⅰ)ロ** |  |  |
|  |  | **(3)　看護体制加算(Ⅱ)イ** |  |  |
|  |  | **(4)　看護体制加算(Ⅱ)ロ** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚労告96  五十一 |
|  |  | (1)　看護体制加算（Ⅰ）イ |  |
|  |  | **ア　入所定員が30人以上50人以下（平成30年３月31日までに指定を受けた指定施設にあっては、31人以上50人以下）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　常勤の看護師を１名以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (2)　看護体制加算（Ⅰ）ロ |  |  |
|  |  | **ア　入所定員が51人以上（平成30年３月31日までに指定を受けた指定施設にあっては、30人又は51人以上）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　常勤の看護師を１名以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (3)　看護体制加算（Ⅱ）イ |  |  |
|  |  | **ア　入所定員が30人以上50人以下（平成30年３月31日までに指定を受けた指定施設にあっては、31人以上50人以下）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第２条第１項第３号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に１を加えた数以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　当該指定施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | **(4)　看護体制加算（Ⅱ）ロ** |  |  |
|  |  | **ア　入所定員が51人以上（平成30年３月31日までに指定を受けた指定施設にあっては、30人又は51人以上）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第２条第１項第３号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に１を加えた数以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　当該指定施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　看護体制加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　看護師は「正看護師」に限ります。看護職員又は准看護師と混同している施設が多数ありますので注意してください。 |  |  |
|  |  | ②　短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要があります。具体的には、 |  | 平12老企40  第2の5の(9)① |
|  |  | a　看護体制加算(Ⅰ)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、短期入所生活介護事業所として別に１名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能です。 |  |  |
|  |  | b　看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、看護職員の短期入所生活介護事業所（空床利用の場合を除く）における勤務時間を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除した数が、入所者の数が25又はその端数を増すごとに１以上となる場合に算定が可能です。 |  |  |
|  |  | ③　特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うようにしてください。具体的には、 |  | 平12老企40  第2の5の(9)② |
|  |  | a　看護体制加算（Ⅰ）については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に１名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。 |  |  |
|  |  | b　看護体制加算（Ⅱ）については、本体施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームの空床利用の場合を除く。）における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに１以上となる場合に算定が可能である。 |  |  |
|  |  | ④　看護体制加算（Ⅰ）イ及び看護体制加算（Ⅱ）イ又は看護体制加算（Ⅰ）ロ及び看護体制加算（Ⅱ）ロは、それぞれ同時に算定することが可能です。この場合にあっては、看護体制加算（Ⅰ）イ又はロにおいて加算の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算（Ⅱ）イ又はロにおける看護職員の配置数の計算に含めることが可能です。 |  | 平12老企40  第2の5の(9)③ |
|  |  | ⑤　(3)③及び(4)③の「24時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には施設からの緊急の呼出に応じて出勤する次のような体制をいいます。 |  | 平12老企40  第2の5の(9)④ |
|  |  | **a　管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **c　施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して、ア及びイの内容が周知されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **d　施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により入所者の状態に関する引継ぎを行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継ぎを行っていますか。** | いる  いない |  |
| 7 | 夜勤職員配置加算 | **別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た介護老人福祉施設について、以下の区分に従い、夜勤職員配置加算として１日につき所定単位数に加算していますか。** | いる  いない | 平12厚告21  別表の1の注9  平12厚告29第5号ロ |
|  |  | (1)　夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ |  |  |
|  |  | (2)　夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ |  |  |
|  |  | (3)　夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ |  |  |
|  |  | (4)　夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ |  |  |
|  |  | （参考）夜勤職員配置加算における夜勤職員数（常勤換算数） |  |  |
|  |  | ユニットにおける夜勤者配置基準数＋１ |  |  |
|  |  | ※　夜勤職員配置加算Ⅱ・Ⅳ　＝　ユニット型施設 |  |  |
|  |  | ①　(Ⅱ)イ、(Ⅳ)イ |  |  |
|  |  | 入所定員が30人以上50人以下であること。（平成30年３月31日までに指定を受けた施設31人以上50人以下） |  |
|  | ②　(Ⅱ)ロ、(Ⅳ)ロ |  |  |
|  | 入所定員が51人以上であること。（平成30年３月31日までに指定を受けた施設30人又は51人以上） |  |  |
|  |  | **貴施設の基準夜勤者数と上記の換算した直近月の夜勤者数等を記載して下さい。**   |  |  | | --- | --- | | 前年度の平均利用者数(短期含) | 人 | | 基準の夜勤者数（常勤換算） | 人 | | 実際の夜勤者数 | 人 | | 加算上の夜勤者数（　　 月） | 人 | |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 |  | 平12厚告29第五号ロ |
|  | (夜勤職員配置加算（Ⅱ）) | (1)　夜勤職員配置加算(Ⅱ) |  |
|  | **ア　ユニット型以外を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　定員30人以上50人以下（平成30年３月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を１以上上回っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　ただし、見守り機器を使用する場合においては、以下のとおり取り扱うことができます。 | 該当する場合は☑を付けてください。 |  |
|  |  | **㈠　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、「１以上」を「0.9以上」とすることができます。** |  |  |
|  |  | ａ　見守り機器を、指定施設入所者の数の10分の1以上設置していること。 |  |  |
|  |  | ｂ　見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等（３月に１回以上）が行われていること。 |  |  |
|  |  | **㈡　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、「１以上」を「0.8以上」とすることができます。** |  |  |
|  |  | ａ　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を施設の入所者の数以上設置していること。 |  |  |
|  |  | ｂ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 |  |  |
|  |  | ｃ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること |  |  |
|  |  | ・　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 |  |  |
|  |  | ・　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 |  |  |
|  |  | ・　見守り機器等の定期的な点検 |  |  |
|  |  | ・　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 |  |  |
|  |  | (2)　夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ |  |  |
|  |  | **ア　(1)アに該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　定員51人以上（平成30年３月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　(1)ウに該当していますか。** | いる  いない |  |
|  | (夜勤職員配置加算（Ⅳ）) | (3)　夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ |  |  |
|  | **ア　(1)のすべての要件に該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　夜勤時間帯を通じて、看護職員又は以下の者を１名以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ㈠　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している介護福祉士 |  |  |
|  |  | ㈡　特定登録証の交付を受けている特定登録者 |  |  |
|  |  | ㈢　新特定登録証の交付を受けている新特定登録者 |  |  |
|  |  | ㈣　認定特定行為業務従事者 |  |  |
|  |  | ※　ア、イ、ウに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録を、エに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務の登録を受けている必要があります。 |  |  |
|  |  | (4)　夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ |  |  |
|  |  | **ア　(2)のすべての要件に該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　(3)イに該当していますか。** | いる  いない |  |
|  | (夜勤職員配置加算（Ⅱ）・（Ⅳ）共通) | ※　夜勤職員配置加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  | ①　夜勤を行う職員の数は、１日平均夜勤職員数とします。１日平均夜勤職員数は、歴月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第３位以下は切り捨ててください。 |  | 平12老企40  第2の5の(10)の① |
|  |  | **※　延夜勤時間数は勤務表上の実績により算出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　夜勤時間帯は、貴施設における夜勤職員の勤務時間ではありませんのでご注意ください。 |  |  |
|  |  | **②　併設又は施設の空床において短期入所生活介護を行っている場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数と施設の入所者数を合算した人数を施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(10)の② |
|  |  | ③　見守り機器を使用する場合における基準について、以下のとおり取り扱ってください。 |  | 平12老企40  第2の5の(10)の④ |
|  |  | ア　必要となる夜勤職員の数が0.9 を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこと。 |  |  |
|  |  | ａ　利用者の10 分の１以上の数の見守り機器を設置すること。 |  |  |
|  |  | ｂ　「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、３月に１回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  |  | イ　必要となる夜勤職員の数が0.6 を加えた数以上である場合（夜勤職員基準第第一号ロの⑴㈠ｆの規定に該当する場合は0.8 を加えた数以上である場合）においては、次の要件を満たすこと。 |  |  |
|  |  | ａ　入所者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。 |  |  |
|  |  | ｂ　インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンを　いう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、入所者の状況を常時把握すること |  |  |
|  |  | ｃ　「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」（以下「見守り機器等活用委員会」という。）は３月に１回以上行うこと。 |  |  |
|  |  | 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  また、見守り機器等活用委員会には、管理者だけでな　く実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。 |  |  |
|  |  | ｄ　「入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により入所者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 |  |  |
|  |  | (a)　見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡視等をとりやめることはせず、個々の入所者の状態に応じて、個別に定時巡回を行うこと。 |  |  |
|  | (b)　見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入所者の状態把握に活用すること。 |  |  |
|  |  | (c)　見守り機器等の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 |  |  |
|  |  | ｅ　「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。 |  |  |
|  |  | (a)　ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えて　いないかどうか |  |  |
|  |  | (b)　夜勤時間帯において、職員の負担が過度に増えてい　る時間帯がないかどうか |  |  |
|  |  | (c)　休憩時間及び時間外勤務等の状況 |  |  |
|  |  | ｆ　日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。 |  |  |
|  |  | ｇ　見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。  この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、３月以上の試行期間を設けることとする。入所者の安全及びやケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の夜勤配置加算の要件を満たすこととする。 |  |  |
|  |  | 届出にあたり、市町村等が当該委員会における検討状況　を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。 |  |  |
|  |  | ④　何人かが交替で勤務しても、延夜勤時間数が必要な時間数を満たしていれば算定が可能です。 |  | H21.3.23Q＆A　問89 |
|  |  | ⑤　その施設が設定した夜勤時間帯において勤務した時間であれば、早出・遅出及び日勤帯勤務の職員の勤務時間も延夜勤時間数に含めることは可能です。 |  | H21.3.23Q＆A問90 |
|  | ⑥　通常の休憩時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えありません。ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められません。 |  | H21.3.23Q＆A　問91 |
|  |  | ⑦　同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）が併設されている場合には、両施設で併せて要件を満たす職員を１人以上配置することで、双方の施設における加算の算定が可能であり、施設とショートステイの併設で一方がユニット型で他方が従来型であるような場合については、両施設の利用者数の合計で、20人につき１人の要件を満たす夜勤職員を配置することで、双方の施設における算定が可能です。 |  | H30.8.6Q&A  問6 |
|  |  | ⑧　見守り機器については、個別の指定はありませんが、訪室回数の減少や介助時間の減少等の実証効果を製造業者に確認するとともに、少なくとも９週間以上（３週間ごとにヒヤリハット・介護事故の状況の確認が必要）、見守り機器を活用して、安全性・有効性を上記委員会で分析・検討等した上で、届出を行い、加算を算定する必要があります。 |  | H30.3.23Q&A  問88～90 |
| 8 | 生活機能向上連携加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、⑴については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、⑵については１月につき、所定単位数を加算していますか。**  **ただし、⑴と⑵は同時に算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告21  別表の1の注11 |
|  |  | **また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は１月につき100単位を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑴　生活機能向上連携加算(Ⅰ)** |  |  |
|  |  | **⑵　生活機能向上連携加算(Ⅱ)** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第四十二の四号 |
|  |  | ⑴　生活機能向上連携加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、この加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　生活機能向上連携加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　生活機能向上連携加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　生活機能向上連携加算(Ⅰ) |  | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①イ） |
|  |  | 次に掲げる基準（ア～カ）のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等の助言に基づき、事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等（機能訓練指導員等）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | ※　その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 |  |  |
|  |  | ※　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であることとします。 |  |  |
|  |  | ※　個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。 |  |  |
|  |  | **イ　個別機能訓練計画の作成に当たっては、事業所又は施設の理学療法士等は、利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、リハビリテーション提供の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①ロ） |
|  |  | ※　ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合は、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整してください。 |  |  |
|  |  | **ウ　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①ハ） |
|  |  | ※　目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標にしてください。 |  |
|  |  | ※　なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。 |  |  |
|  |  | **エ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①ニ） |
|  |  | オ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について |  | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①ホ） |
|  |  | **(ｱ)　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **(ｲ)　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　なお、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | **カ　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能になっていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)①ヘ） |
|  |  | ※　生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 |  |
|  |  | ②　生活機能向上連携加算(Ⅱ)  次に掲げる基準（ア～エ）のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　理学療法士等が、指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)②イ） |
|  |  | イ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について |  | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)②ロ） |
|  |  | **(ｱ)　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **(ｲ)　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　⑴のウ、エ及びカを行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(13)準用（第2の2(7)②ハ） |
| 9 | 準ユニットケア加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設について、準ユニットケア加算として、1日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のイの注10 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚労告96第五十二号 |
|  |  | **ア　12人を標準とする単位でケアを行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ及び準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　日中については、準ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　準ユニットケア加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　施設の一部のみで準ユニットケア加算の要件を満たす場合、当該要件を満たす部分に入所する者についてのみ準ユニットケア加算を算定して差し支えありません。 |  | 平12老企40  第2の5(11) |
|  |  | ②　準ユニットケア加算の算定に当たっては、以下のとおり取り扱ってください。 |  |  |
|  |  | ア　「プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」とは、可動でないもので隔てることまでを要するものではないが、視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りでは不可とする。また、天井から隙間が空いていることは認める。 |  |  |
|  |  | イ　１人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。 |  |  |
| 10 | 個別機能訓練加算  （個別機能訓練加算（Ⅰ）） | **(1)　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下、この加算において「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているものとして市長に届け出た指定施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注12 |
|  |  | **※　入所者の数が100を超える指定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(14) |
|  |  | **②　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を１名以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　個別機能訓練計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします。 |  |  |
|  |  | **④　個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその３月ごとに１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | **⑤　個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できます。 |  | H18.3.22Q&A  問77 |
|  | （個別機能訓練加算（Ⅱ）） | **(2)　個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、１月につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注12 |
|  |  | ※　個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ※　厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム」（以下「ＬＩＦＥ」という。）を用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老老発0316 第４号）を参照してください。  サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do)、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 平12老企40  第2の5の(14)⑥ |
| 11 | ＡＤＬ維持等加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、入所者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間（ＡＤＬ維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注13 |
|  |  | **(1)　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚告95第十六号の2 |
|  |  | (1)　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ） |  |
|  |  | 次のいずれにも適合していますか。 |  |  |
|  |  | **ア　評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（②において「評価対象利用期間」という。）が６月を超える者をいう。）の総数が10人以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が１以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | 次のいずれにも適合していますか。 |  |  |
|  |  | **ア　評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間の総数が10人以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてＡＤＬを評価し、ＡＤＬ値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が２以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　ＡＤＬ維持等加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(15) |
|  |  | ①　ＡＤＬの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行ってください。 |  |
|  |  | ②　厚生労働省へのＡＤＬ値の提出は、ＬＩＦＥを用いて行ってください。 |  |  |
|  |  | ③　ＡＤＬ利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から、評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値としてください。 |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | １　２以外の者 | ＡＤＬ値が０以上25以下 | 3 | | ＡＤＬ値が30以上50以下 | 3 | | ＡＤＬ値が55以上75以下 | 4 | | ＡＤＬ値が80以上100以下 | 5 | | ２　評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12 月以内である者 | ＡＤＬ値が０以上25以下 | 2 | | ＡＤＬ値が30以上50以下 | 2 | | ＡＤＬ値が55以上75以下 | 3 | | ＡＤＬ値が80以上100以下 | 4 | |  |  |
|  |  | ④　ＡＤＬ利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ＡＤＬ利得の多い順に、上位100 分の10に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100 分の10 に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下、この加算において「評価対象利用者」という。）とします。 |  |  |
|  |  | ⑤　他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ＡＤＬ利得の評価対象利用者に含めるものとします。 |  |  |
|  |  | ⑥　令和４年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。 |  |  |
| 12 | 若年性認知症入所者受入加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対してサービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注14 |
|  |  | ※　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第六十四号 |
|  |  | **受け入れた若年性認知症入所者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていますか。** | いる  いない |
| 13 | 常勤医師配置加算 | **(1)　専ら当該指定施設の職務に従事する常勤の医師を１名以上配置しているものとして市長に届け出た場合については、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注15 |
|  |  | **(2)　入所者数が100を超える指定施設にあっては、専ら当該施設の職務に従事する医師を１名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置していますか。** | いる  いない |  |
| 14 | 精神科を担当する医師に係る加算 | **介護保険法第５条の２に規定する認知症である入所者（下記※）が全入所者の３分の１以上を占め、かつ、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月２回以上行われている場合は、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注16 |
|  |  | ※　「認知症である入所者」とは、次のいずれかに該当する者としてください。 |  | 平12老企40  第2の5の(16)① |
|  |  | ア　医師が認知症と診断した者 |  |  |
|  |  | イ　旧措置入所者にあっては、前記アにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける認知症老人等介護加算制度について」(平成６年９月30日老計第131号)における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。 |  |  |
|  |  | ※　精神科を担当する医師に係る加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとする施設は、常に認知症である入所者の数を的確に把握していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(16)② |
|  |  | **②　「精神科を担当する医師」は、精神科を標ぼうしている医療機関において精神科を担当している医師であることが原則ですが、そうでない場合は、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(16)③ |
|  |  | **③　精神科を担当する医師について、常勤医師配置加算が算定されている場合は、精神科を担当する医師に係る当加算は算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企40  第2の5の(16)④ |
|  |  | **④　健康管理を担当する指定施設の配置医師(嘱託医)が１名で、当該医師が精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月４回(１回あたりの勤務時間３～４時間程度)までは加算算定の基礎としていませんか。** | いない  いる | 平12老企40  第2の5の(16)⑤ |
|  |  | (例えば、月６回配置医師として勤務している精神科を担当する医師の場合：６回－４回＝２回（以上）となるので、当該費用を算定できることになります。) |  |  |
|  |  | **⑤　入所者に対し療養指導を行った記録等を残していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(16)⑥ |
| 15 | 障害者生活支援体制加算 | **基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者、重度の知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者数が以下のとおり（(1)①又は（2）①）である指定施設において視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを以下のとおり（(1)②又は(2)②）配置しているものとして市長に届け出た場合は、１日につき次のいずれかを、所定単位数に加算していますか。**  ただし、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合にあっては障害者生活支援体制加算(Ⅱ)は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注17 |
|  |  | (1)　障害者生活支援体制加算（Ⅰ） |  |  |
|  |  | ①　視覚障害者等の入所者数が「15人以上」又は「30%以上」 |  |  |
|  |  | ②　専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員を１名以上（視覚障害者等の入所者総数が50を超える場合は、１名に加えて、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数以上）配置 |  |  |
|  |  | (2)　障害者生活支援体制加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | ①　視覚障害者等が入所者総数の50%以上であること。 |  |  |
|  |  | ②　専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員を２名以上（視覚障害者等の入所者総数が50を超える場合は、２名に加えて、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に１を加えた数以上）配置 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める者】 |  | 平27厚労告95第五十八号 |
|  |  | ア　視覚障害  点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 |  |
|  |  | イ　聴覚障害又は言語機能障害  手話通訳等を行うことができる者 |  |  |
|  |  | ウ 知的障害  知的障害者福祉法第14条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者 |  |  |
|  |  | エ　精神障害  精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号に掲げる者 |  |  |
|  |  | ※　知的障害者福祉法第14条各号  a　社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事実に２年以上従事した経験を有するもの  b　大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  　c　医師  　d　社会福祉士  　e　知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者  　f　ア～オに準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの |  | 知的障害者福祉法第14条 |
|  |  | ※　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号  　a　学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの  　b　医師  c　厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの  　d　ウに準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの |  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条 |
|  |  | ※　障害者生活支援体制加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　視覚障害者等については、具体的には以下の者が該当します。 |  | 平12老企40  第2の5の(17)① |
|  |  | ア　視覚障害者 |  |
|  |  | 身体障害者手帳の障害の程度が１級又は２級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 |  |  |
|  |  | イ　聴覚障害者 |  |  |
|  |  | 身体障害者手帳の障害の程度が２級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 |  |  |
|  |  | ウ　言語機能障害者 |  |  |
|  |  | 身体障害者手帳の障害の程度が３級又はこれに準ずる言語機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 |  |  |
|  |  | エ　知的障害者 |  |  |
|  |  | 療育手帳に規定するA(重度)の障害を有する者又は知的障害者更生相談所において障害の程度が「療育制度の実施について（局長通知）」に規定する重度の障害を有する者として認定された者 |  |  |
|  |  | オ　精神障害者 |  |  |
|  |  | 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が１級又は２級に該当する者であって、65歳に達する日の前日までに同手帳の交付を受けた者 |  |  |
|  |  | ②　知的障害を有する者に対する障害者生活支援員の要件としては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司の資格を有する者のほか、同法第19条第1項に規定する知的障害者援護施設における指導員、看護師等で入所者の処遇実務経験5年以上の者とします。 |  | 平12老企40  第2の5の(17)③ |
| 16 | 入院、外泊の取扱い | **(1)　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合には、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注18 |
|  |  | **(2)　入院及び外泊の期間に初日及び最終日を含まず算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(18) |
|  |  | **(3)　入院及び外泊期間中の入所者の同意を得て、空きベッドを短期入所に活用した場合に、入院又は外泊時の費用を算定していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | **(4)　１回の入院又は外泊で月をまたがる場合には、連続13泊（12日分）を超える算定をしていませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含みます。 |  |  |
|  |  | ※　外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定できません。 |  |  |
|  |  | ※　「入院」の場合、必要に応じて、入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたる必要があります。 |  |  |
| 17 | 外泊時在宅サービス | **入所者に対して居宅における外泊を認め、指定施設が居宅サービスを提供する場合は、１月に６日を限度として、所定単位数に代えて１日につき所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1の注19 |
|  |  | ※　この場合、外泊の初日及び最終日は算定できません。 |  |  |
|  |  | また、「16　入院、外泊の取扱い」を算定している場合には算定できません。 |  |  |
|  |  | ※　外泊時在宅サービス利用の費用の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　外泊時在宅サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、医師、看護・介護職員、生活相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要があるかどうか検討していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(19) |
|  |  | **②　当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　外泊時在宅サービスの提供に当たっては、指定施設の介護支援専門員が、外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいとされていますが、行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ア　食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導** |  |  |
|  |  | **イ　当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排せつ訓練の指導** |  |  |
|  |  | **ウ　家屋の改善の指導** |  |  |
|  |  | **エ　当該入所者の介助方法の指導** |  |  |
|  |  | ⑤　外泊時在宅サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象となりません。 |  |  |
|  |  | **⑥　加算の算定期間については、１月につき６日を限度としていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　入院・外泊時費用と同様に、初日・最終日は含まないので、連続して7泊の外泊を行う場合は6日と計算されます。また、外泊期間中に退所した場合の退所日は算定できますが、外泊期間中に併設医療機関に入院した場合の入院日は算定できません。 |  |  |
|  |  | **⑦　利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能ですが、その場合は、外泊時在宅サービスは算定していませんか。** | いない  いる |  |
| 18 | 初期加算 | **入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数に算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のハ |
|  |  | ※　初期加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　当該入所者が過去３月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者の場合は過去１月間とする。）の間に、当該指定施設に入居したことがない場合に限り、算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(20)③ |
|  |  | ※ 30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合は、①にかかわらず算定できます。 |  | 平12老企40  第2の5(20)④ |
|  |  | **②　当該指定施設の併設又は空床利用の短期入所（単独型であっても隣接及び近隣等の条件に該当するものを含む。）を利用していた者が、日を空けることなく引き続き当該施設に入居した場合は、入居直前の短期入所の利用日数を30日から控除して得た日数に限り、算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(20)③ |
| 19 | 退所時等相談援助加算 | **(1)　入所期間が１月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中１回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあっては２回）を限度として算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のホ注1 |
| Ａ | 退所前訪問相談援助加算 |
|  |  | **(2)　入所者が退所後に居宅ではなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。）に入所する場合であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、(1)と同様に算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　退所前訪問相談援助加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  | ①　入所後早期に退所に向けた訪問相談援助の必要があると認められる入所者に２回の訪問相談援助について加算をする場合にあっては、１回目の訪問相談援助は退所を念頭においた施設サービス計画の策定に当たって行われるものであり、２回目の訪問相談援助は退所後在宅又は社会福祉施設等における生活に向けた最終調整を目的として行われるものです。 |  | 平12老企40第2の5(22)①イ |
|  |  | **②　退所前訪問相談援助加算は、退所日に算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ハ |
|  |  | **③　次の場合、算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企40第2の5(22)①ニ |
|  |  | ａ　退所して病院又は診療所へ入院する場合 |
|  |  | ｂ　退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合 |  |
|  |  | ｃ　死亡退所の場合 |  |
|  |  | **④　退所前訪問相談援助及び退所後訪問相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ホ |
|  |  | **⑤　退所前訪問相談援助及び退所後訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①へ |
|  |  | **⑥　退所前訪問相談援助加算及び退所後訪問相談援助加算を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ト |
| Ｂ | 退所後訪問相談援助加算 | **(1)　入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のホの注2 |
|  |  | **(2)　入所者が退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。）に入所する場合であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、(1)と同様に算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　退所後訪問相談援助加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　退所後訪問相談援助加算は訪問日に算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ハ |
|  |  | **②　次の場合、算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企40第2の5(22)①ニ |
|  |  | ａ　退所して病院又は診療所へ入院する場合 |
|  |  | ｂ　退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合 |
|  |  | ｃ　死亡退所の場合 |
|  |  | **③　退所前訪問相談援助及び退所後訪問相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ホ |
|  |  | **④　退所前訪問相談援助及び退所後訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①へ |
|  |  | **⑤　退所前訪問相談援助加算及び退所後訪問相談援助加算を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)①ト |
| Ｃ | 退所時相談援助加算 | **(1)　入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から２週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、入所者１人につき１回を限度に算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のホ注3 |
|  |  | **(2)　また、入所者が退所後に居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、(1)と同様に算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　退所時相談援助加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **(1)　退所時相談援助は、次のような内容となっていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5の(22)②イ |
|  |  | ａ　食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助 |
|  |  | ｂ　退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 |  |
|  |  | ｃ　家屋の改善に関する相談援助 |  |  |
|  |  | ｄ　退所する者の介助方法に関する相談援助 |  |  |
|  |  | **(2)　次の場合、算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企40第2の5の(22)②ロ |
|  |  | ａ　退所して病院又は診療所へ入院する場合 |
|  |  | ｂ　退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合 |  |
|  |  | ｃ　死亡退所の場合 |  |
|  |  | **(3)　退所時相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(4)　退所時相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(5)　退所時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (6)　入所者に係る居宅サービスに必要な情報提供については、老人介護支援センターに替え、地域包括支援センターに対して行った場合についても、算定できます。 |  | 平12老企40第2の5の(22)②ハ |
| Ｄ | 退所前連携加算 | **入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者１人につき１回を限度に算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のホ注4 |
|  |  | **※**退所前連携加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5の(22)③のロ |
|  |  | **②　次の場合、算定していませんか。** | いない  いる | 平12老企40第2の5(22)③ハ |
|  |  | ａ　退所して病院又は診療所へ入院する場合 |
|  |  | ｂ　退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合 |  |
|  |  | ｃ　死亡退所の場合 |  |
|  |  | **③　退所前連携は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　在宅・入所相互利用加算の対象となる入所者について退所前連携加算を算定する場合には、最初に在宅期間に移るときにのみ算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40第2の5(22)③ニ |
| 20 | 再入所時栄養連携加算 | **(1)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設に入所（以下この加算において「一次入所」という。）している者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度入所（「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者１回につき１回を限度として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のニ |
|  |  | ※　「4　栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定できません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  |  | **定員超過・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる | 平12厚労告95  第六十五の二号 |
|  |  | ※　再入所時栄養連携加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度指定施設において入所（以下「二次入所」という。）した場合を対象としていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(21)① |
|  |  | なお、嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食リハビリテーション学会の分類に基づくものをいいます。 |  |  |
|  |  | **②　当該施設の管理栄養士が、当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(21)② |
|  |  | **③　②の栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に限り算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5(21)③ |
| 21 | 経口移行加算 | **(1)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のト注1 |
|  |  | ※　「4　栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定できません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平12厚労告95  第六十六号 |
|  |  | **定員超過・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |
|  |  | **(2)　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できますが、算定していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のト注2 |
|  |  | ※　経口移行加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからオまでの通り、実施してください。 |  | 平12老企40  第2の5の(25)① |
|  |  | ア　現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象としてください。 |  |  |
|  |  | **イ　医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　経口移行計画は栄養ケア計画と一体のものとして作成してください。 |  |  |
|  |  | **ウ　当該計画については、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　介護福祉施設サービスにおいては、経口移行計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができます。 |  |  |
|  |  | **エ　当該計画に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間としますが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して、180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定できません。 |  |  |
|  |  | **オ　経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できますが、算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　ただし、この場合において、医師の指示はおおむね２週間ごとに受けてください。 |  |  |
|  |  | **②　経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確認した上で実施していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(25)② |
|  |  | ア　全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。）。 |  |  |
|  |  | イ　刺激しなくても覚醒を保っていられること。 |  |  |
|  |  | ウ　嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。）。 |  |  |
|  |  | エ　咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。 |  |  |
|  |  | ③　経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算は算定できません。 |  | 平12老企40  第2の5の(25)③ |
|  |  | ④　入所者の口腔の状態によっては、歯科医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなどの適切な措置を講じてください。 |  | 平12老企40  第2の5の(25)④ |
| 22 | 栄養マネジメント強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のへ |
|  |  | ※　「4　栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定できません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平12厚労告95第六十五の三 |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ただし、常勤の栄養士を１名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していますか。** | いる  いない |
|  |  | ※　「給食管理」とは、給食の運営管理を行う、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理を指し、これらの業務を行っている場合が該当します。 |  | 平12老企40  第2の5の(24)② |
|  |  | ※　常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出にあたり、調理業務委託先において配置される栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできません。 |  |
|  |  | **イ　低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　イに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していますか。** | いる  いない |
|  |  | **エ　入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |
|  |  | ※　栄養マネジメント強化加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出方法は、以下のとおりとします。 |  | 平12老企40  第2の5の(24) |
|  |  | ア　暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算出するものとし、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。 |  |  |
|  |  | イ　員数を算定する際の入所者数は、当該年度の前年度の平均を用いる。（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）この場合、入所者数の平均は、前年度の全入所者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均入所者数の算定に当たっては、小数第２イ以下を切り上げるものとする。 |  |  |
|  |  | ② 低栄養状態のリスク評価は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第４に基づき行ってください。  ただし、低栄養状態のリスクが中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応とします。 |  |  |
|  |  | ③　低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者に対し、管理栄養士等が以下の対応を行ってください。 |  |  |
|  |  | ア　基本サービスとして、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示すこと。 |  |  |
|  |  | イ　当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週３回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施すること。食事の観察については、管理栄養士が行うことを基本とし、必要に応じ、関連する職種と連携して行うこと。やむを得ない事情により、管理栄養士が実施できない場合は、介護職員等の他の職種の者が実施することも差し支えないが、観察した結果については、管理栄養士に報告すること。 |  |  |
|  |  | なお、経口維持加算を算定している場合は、当該加算算定に係る食事の観察を兼ねても差し支えない。 |  |  |
|  |  | ウ　食事の観察の際に、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有を行い、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。 |  |  |
|  |  | エ　当該入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険施設や医療機関に入所（入院）する場合は、入所中の栄養管理に関する情(必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性（嚥下食コード）、食事上の留意事項等)を入所先(入院先)に提供すること。 |  |  |
|  |  | ④　低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、③イに掲げる食事の観察の際に、あわせて食事の状況を把握し、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応してください。 |  |  |
| 23 | 経口維持加算  （経口維持加算（Ⅰ）） | **(1)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において、以下のとおり栄養管理を行った場合に１月につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のチ注1 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平12厚労告95第六十七号 |
|  |  | **ア　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |
|  |  | **イ　入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「管理体制」とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との密接な連携等が迅速に行われる体制をいいます。 |  | 平12老企40  第2の5の(26)④ |
|  |  | **エ　食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　イからエまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　経口維持加算（Ⅰ）の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告21  別表の1のチ注1 |
|  |  | ※　算定対象者は、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を必要とする者として、医師又は歯科医師の指示を受けた者を対象としてください。 |  | 平12老企40  第2の5の(26)①イ |
|  |  | ただし、歯科医師が指示を行う場合は、指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限ります。 |  |  |
|  |  | ※　「特別な管理」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいいます。 |  | 平12老企40  第2の5の(26)①ハ |
|  |  | **②　医師又は歯科医師の指示に基づき、月１回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(26)①ロ |
|  |  | ※　「食事の観察及び会議等」とは、関係職種が一同に会して実施するものとするが、やむを得ない利用により、参加すべき参加者が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで算定可能となります。 |  | 平12老企40  第2の5の(26)③ |
|  |  | **③　入所者毎に、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(26)①ロ |
|  |  | ※　経口維持計画は施設サービス計画の中に記載することは可能です。 |  |  |
|  |  | **④　経口維持計画の作成及び見直しを行った場合は、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養者が、栄養管理を行っていますか。** | いる  いない | 平12厚告21  別表の1のチ注1 |
|  |  | ※　歯科医師が指示を行う場合は、指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている必要があります。 |  |  |
|  |  | **⑥　「4　栄養管理に係る減算」又は「21　経口移行加算」を算定していませんか。** | いない  いる | 平12厚告21  別表の1のチ注1 |
|  | （経口維持加算（Ⅱ）） | **(2)** **経口維持加算(Ⅰ)を算定している指定施設において、以下のとおり行っている場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のチ注2 |
|  |  | **ア　協力歯科医療機関を定めていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（施設基準で必要とされる医師（嘱託医）以外であることが必要）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが参加していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「食事の観察及び会議等」とは、関係職種が一同に会して実施するものとするが、やむを得ない利用により、参加するべき参加者が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで算定を可能となります。 |  | 平12老企40  第2の5の(26)③ |
| 24 | 口腔衛生管理加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のリ |
|  |  | **(1)　口腔衛生管理加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　口腔衛生管理加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平12厚労告95第六十九号 |
|  |  | (1)　口腔衛生管理加算（Ⅰ）  　次のいずれにも適合していますか。 |  |
|  |  | **ア　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月２回以上行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　歯科衛生士が、アにおける入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　歯科衛生士が、アにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (2)　口腔衛生管理加算（Ⅱ）  　次のいずれにも適合していますか。 |  |  |
|  |  | **ア　(1)アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　口腔衛生管理加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものです。 | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(27) |
|  |  | **②　当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（別紙様式３）を参考として以下の記録を作成し、当該施設に提供していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **また、当該施設は、上記の口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを交付していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　当該歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理加算を算定できますが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が３回以上算定された場合には算定できません。そのように取り扱っていますか。** | いる  いない |  |
| 25 | 療養食加算 | **次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た指定施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のヌ |
|  |  | **ア　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。** | いない  いる | 平12厚労告95第三十五号 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める療養食】 |  | 平27厚労告94第六十号 |
|  |  | 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 |  |
|  |  | ※　療養食加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(28) |
|  |  | **なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ②　加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいいます。 |  |  |
|  |  | なお、療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問いません。 |  |  |
|  |  | ③　減塩食療法等について |  |  |
|  |  | 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものですが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象となりません。 |  |  |
|  |  | また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいいます。 |  |  |
|  |  | ④　肝臓病食について |  |  |
|  |  | 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等です。 |  |  |
|  |  | ⑤　胃潰瘍食について |  |  |
|  |  | 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。 |  |  |
|  |  | 手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としませんが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められます。 |  |  |
|  |  | また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ⑥　貧血食の対象者となる入所者等について |  |  |
|  |  | 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10ｇ/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。 |  |  |
|  |  | ⑦　高度肥満症に対する食事療法について |  |  |
|  |  | 高度肥満症(肥満度が＋70％以上又はBMI(Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱ってください。 |  |  |
|  |  | ⑧　特別な場合の検査食について |  |  |
|  |  | 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合となっていますが、このとき、「特別な場合の検査食」として取り扱ってください。 |  |  |
|  |  | ⑨　脂質異常症食の対象となる入所者等について |  |  |
|  |  | 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレストロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者です。 |  |  |
| 26 | 配置医師緊急時対応加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、当該施設の配置医師が当該施設の求めに応じ、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、１回につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のル |
|  |  | ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚労告94第六十号 |
|  |  | ア　入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該指定施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。 |  |
|  |  | イ　複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。 |  |  |
|  |  | ※　配置医師緊急時対応加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　当該加算は、入所者の看護・介護に当たる者が、配置医師に対して電話等で直接施設への訪問を依頼し、当該医師が診療の必要性を認めた場合に、可及的速やかに施設に赴いて診療を行った場合に限り算定していますか（定期的ないし計画的に施設に赴いて診療を行った場合には算定できません）。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(29)① |
|  |  | ※　ただし、医師が、死期が迫った状態であると判断し、施設の職員と家族等に説明した上で、当該入所者が死亡した場合について、早朝や日中の診療終了後の夜間に施設を訪問し死亡診断を行うことを事前に決めている場合には、この限りではありません。 |  |  |
|  |  | **②　事前に氏名等を届け出た配置医師が、実際に訪問し、診療を行った場合に限り算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(29)② |
|  |  | ※　配置医師以外の、協力医療機関の医師が訪問・診察した場合は算定できません。 |  | H30.3.23Q&A  問93 |
|  |  | **③　施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について、記録していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(29)③ |
|  |  | **④　早朝・夜間(深夜を除く)とは、午後６時から午後10時まで又は午前６時から午前８時までとし、深夜の取り扱いについては、午後10時から午前６時までとしていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(29)④ |
|  |  | ※　診療の開始時刻を対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定してください。 |  |  |
|  |  | ただし、診療時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯における診療時間が全体の診療時間に占める割合がごくわずかな場合については、当該加算は算定できません。 |  |  |
|  |  | **⑤　算定に当たっては、配置医師と施設との間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決めを事前に定めることにより、24時間配置医師による対応又はその他の医師の往診による対応が可能な体制を整えていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(29)⑤ |
| 27 | 看取り介護加算 | **(1)　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、次の区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のヲ |
|  |  | ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。 |  |  |
|  |  | また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 |  |  |
|  |  | **(1)　看取り介護加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　看取り介護加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平12厚労告96第五十四号 |
|  |  | (1)　看取り介護加算(Ⅰ) |  |
|  |  | **ア　常勤の看護師を１名以上配置し、当該指定施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「24時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいいます。 |  | 平12老企40  第2の5の(30)⑫ |
|  |  | **イ　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　看取りに関する職員研修を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **(2)** **看取り介護加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **ア　「26　配置医師緊急時対応加算」の施設基準に該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　(1)ア～オまでのいずれにも該当していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者】 |  | 平 27厚労告94第六十一号 |
|  |  | 次のア～ウまでのいずれにも適合している入所者ですか。 |  |
|  |  | **ア　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この加算において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　看取り介護加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **①　入所者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル（PDCAサイクル）により、看取り介護を実施する体制の構築・強化を図るため、以下の取組を図っていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)② |
|  |  | ア　看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする（Plan）。 |  |  |
|  |  | イ　看取り介護の実施に当たっては、当該入所者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う(Do)。 |  |  |
|  |  | ウ　多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う(Check)。 |  |  |
|  |  | エ　看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う(Action)。 |  |  |
|  |  | ※　なお、施設は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに入所者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましいです。 |  |  |
|  |  | **②　看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設等における看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、入所者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)③ |
|  |  | **また、説明に際して、入所者に関する記録を活用した資料を作成し、その写しを提供していますか。** |  |  |
|  |  | **③　看取りに関する指針は、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員等の協議により定めていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)④ |
|  |  | ※　指針で定める項目には、以下の事項が考えられます。 |  |  |
|  |  | ａ　看取りに関する考え方 |  |  |
|  |  | ｂ　終末期にたどる経過（時期、プロセス等）とそれに応じた介護の考え方 |  |  |
|  |  | ｃ　施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 |  |  |
|  |  | ｄ　医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） |  |  |
|  |  | ｅ　入所者等への情報提供及び意思確認の方法 |  |  |
|  |  | ｆ　入所者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 |  |  |
|  |  | ｇ　家族への心理的支援に関する考え方 |  |  |
|  |  | ｈ　その他看取り介護を受ける入所者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応の方法 |  |  |
|  |  | **④　看取り介護の実施に当たっては、多職種連携を図るため、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等と情報共有に努めていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)⑤ |
|  |  | **⑤　以下の事項が介護記録等に記録されていますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)⑤ |
|  |  | ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 |
|  |  | イ　療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 |  |  |
|  |  | ウ　看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 |  |  |
|  |  | ⑥　記録については以下の点に留意してください。 |  | 平12老企40  第2の5の(30)⑥ |
|  |  | **ア　本人又は家族に対する随時の説明に係る同意について、口頭で同意を得た場合は、介護記録に説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載していますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合は、医師、看護職員、介護職員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っている場合に算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　イの場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　なお、家族が入所者の看取りについてともに考えることは極めて重要であるため、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 |  |  |
|  |  | **⑦** **施設を退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、入所者側にとっては、施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ていますか。** | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第2の5の(30)⑦ |
|  |  | **⑧　施設は、施設退所等の後も、継続して入所者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、入所者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、入所者の死亡を確認することができます。**  **なお、情報の共有を円滑に行う観点から、施設が入院する医療機関等に入所者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が施設に対して本人の状態を伝えることについて、施設退所等の際、入所者等に対して説明をし、文書にて同意を得ていますか。** | いる  いない  該当なし | 平12老企40  第2の5の(30)⑧ |
|  |  | **⑨　入所者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内の時には、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)⑩ |
|  |  | **⑩　入院若しくは外泊又は退所の当日については、当該日に所定単位数を算定したときのみ加算を算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40  第2の5の(30)⑪ |
|  |  | ⑪　多床室を有する施設にあっては、看取りを行う際には個室又は静養室の利用により、プライバシー及び家族への配慮の確保が可能となるようにすることが必要です。 |  | 平12老企40  第2の5の(30)⑫ |
|  |  | ⑫　 看取り介護加算Ⅱについては、入所者の死亡場所が当該施設内であった場合に限り算定できます。 |  | 平12老企40  第2の5の(30)⑬ |
| 28 | 在宅復帰支援機能加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のワ |
|  |  | **ア　入所者の家族との連絡調整を行っていること。** |  |  |
|  |  | **イ　入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第七十号 |
|  |  | **ア　算定日が属する月の前６月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下この加算において「退所者」という。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が１月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の20を超えていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が１月以上継続する見込みであることを確認し、記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　在宅復帰支援機能加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(31) |
|  |  | ① 「入所者の家族との連絡調整」とは、入所者が在宅へ退所するに当たり、当該入所者及びその家族に対して次に掲げる支援を行うことです。 |  |
|  |  | ・　退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うこと。 |  |  |
|  |  | ・　必要に応じ、当該入所者の同意を得て退所後の居住地を管轄する市町村及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターに対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供すること。 |  |  |
|  |  | ②　「本人家族に対する相談援助」とは、次のようなものです。 |  |  |
|  |  | ・　食事､入浴､健康管理等在宅における生活に関する相談援助 |  |  |
|  |  | ・　退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談助言 |  |  |
|  |  | ・　家屋の改善に関する相談援助 |  |  |
|  |  | ・ 退所する者の介助方法に関する相談援助 |  |  |
|  |  | **③　当該加算の算定を行った場合は、その算定根拠等の関係書類を整備していますか。** | いる  いない |  |
| 29 | 在宅・入所相互利用加算 | **別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行う場合においては、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める者】 |  | 平27厚労告94  第六十二号 |
|  |  | 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が３月を超えるときは、３月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者 |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第七十一号 |
|  |  | **在宅において生活している期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていますか。** | いる  いない |
|  |  | ※在宅・入所相互利用加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5(32) |
|  |  | ①　在宅・入所相互利用(ベッド・シェアリング)加算は、可能な限り対象者が在宅生活を継続できるようにすることを主眼として設けられたものです。 |  |
|  |  | **② 施設の介護支援専門員は、入所期間終了に当たって、運動機能及び日常生活動作能力その他の当該対象者の心身の状況についての情報を在宅の介護支援専門員に提供しながら、在宅の介護支援専門員とともに、在宅での生活継続を支援する観点から介護に関する目標及び方針を定めていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ③　次のアからオの内容で事業を実施していますか。 |  |  |
|  |  | **ア　在宅・入所相互利用を開始するに当たり、在宅期間と入所期間(入所期間については３月を限度とする)について、文書による同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　在宅期間と入所期間を通じて一貫した方針の下に介護を進める観点から、施設の介護支援専門員、施設の介護職員等、在宅の介護支援専門員、在宅期間に対象者が利用する居宅サービス事業者等による支援チームをつくっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　当該支援チームは、必要に応じ随時(利用者が施設に入所する前及び施設から退所して在宅に戻る前においては必須とし、概ね１月に１回)カンファレンスを開いていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　ウのカンファレンスにおいては、それまでの在宅期間又は入所期間における対象者の心身の状況を報告し、目標及び方針に照らした介護の評価を行うとともに、次期の在宅期間又は入所期間における介護の目標及び方針をまとめ、記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　施設の介護支援専門員及び在宅の介護支援専門員の機能及び役割分担については、支援チームの中で協議して適切な形態を定めていますか。** | いる  いない |  |
| 30 | 認知症専門ケア加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のヨ |
|  |  | **(1)　 認知症専門ケア加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　 認知症専門ケア加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  |  | (1)　 認知症専門ケア加算（Ⅰ） |  | 平27厚労告95  第三号のニ |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する入所者を指します。 |  | 平12老企40  第2の5の(33)① |
|  |  | **イ　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計第0331007号厚生労働省計画局長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 |  | 平12老企40  第2の5の(33)② |
|  |  | **ウ　当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　(1)の基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 |  | 平12老企40  第2の5の(33)④ |
|  |  | **ウ　当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。** | いる  いない |  |
| 31 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | **医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、入所した日から起算して７日を限度として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のタ |
|  |  | ※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。 |  | 平12老企40  第2の5の(34) |
|  |  | ※　認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(34) |
|  |  | ①　本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められた際に、介護老人福祉施設に一時的に入所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものです。 |  |  |
|  |  | **②　在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に指定施設への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **③　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **※　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　次に掲げる者が、直接、当該指定施設へ入所した場合に当該加算を算定していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ア　病院又は診療所に入院中の者 |  |  |
|  |  | イ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 |  |  |
|  |  | ウ　短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 |  |  |
|  |  | **⑥　個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養に相応した設備を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑦　当該入所者が入所前一月の間に、当該指定施設に入所したことがない場合及び過去一月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に限り算定していますか。** | いる  いない |  |
| 32 | 褥瘡マネジメント加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のレ |
|  |  | ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 |  |  |
|  |  | **(1)　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第七十一号の二 |
|  |  | (1)　褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも３月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。** |  |  |
|  |  | **イ　アの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していますか。** |  |  |
|  |  | **ウ　入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していますか。** |  |  |
|  |  | **エ　アの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。** |  |  |
|  |  | (2)　褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　(1)アからエまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　(1)アの評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がありませんか。** | ない  ある |  |
|  |  | ※　褥瘡マネジメント加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(35) |
|  |  | ①　褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（Ｐｌａｎ）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（Ｄｏ）、当該実施内容の評価（Ｃｈｅｃｋ）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（Ａｃｔｉｏｎ）といったサイクル（ＰＤＣＡ）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものです。 |  |
|  |  | ②　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員（褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。）に対して算定できるものです。 |  |  |
|  |  | **③　(1)アの評価は、別紙様式５を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **④　(1)アの施設入所時の評価は、(1)アからエまでの要件に適合しているものとして市に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に入所している者（以下「既入所者」という。）については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑤　評価結果等の情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行ってください。  　　ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  |  |
|  |  | **⑥　(1)イの褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、入所者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、入所者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式５を用いて、作成していますか。**  なお、介護福祉施設サービスにおいては、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 | いる  いない |  |
|  |  | **⑦　(1)ウにおいて、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑧　(1)エにおける褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。  その際、ＰＤＣＡの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 |  |  |
|  |  | ⑨　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、④の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に別紙様式５を用いて評価を実施し、当該月に別紙様式５に示す持続する発赤（ｄ１）以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとします。  ただし、施設入所時に褥瘡があった入所者については、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとします。 |  |  |
|  |  | ⑩　褥瘡管理に当たっては、施設ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいものです。 |  |  |
| 33 | 排せつ支援加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のソ |
|  |  | **(1)　排せつ支援加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　排せつ支援加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **(3)　排せつ支援加算（Ⅲ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第七十一号の三 |
|  |  | (1)　排せつ支援加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも６月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　評価結果等の情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。  ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  |  |
|  |  | **イ　アの評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　「排せつに介護を要する入所者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改訂版（平成30年４月改訂）」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者をいいます。 |  |  |
|  |  | ※　「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善することが見込まれることをいいます。 |  |  |
|  |  | **ウ　アの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　排せつ支援加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　(1)アからウまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。**  **a　(1)アの評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。**  **b　(1)アの評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。** | いる  いない |  |
|  |  | (3)　排せつ支援加算(Ⅲ) |  |  |
|  |  | **(1)アからウまで並びに(2)イa及びbに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　排せつ支援加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Ｐｌａｎ）、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施（Ｄｏ）、当該支援内容の評価（Ｃｈｅｃｋ）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Ａｃｔｉｏｎ）といったサイクル（ＰＤＣＡ）の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものです。 |  |  |
|  |  | ②　排せつ支援加算（Ⅰ）は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員（排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。）に対して算定できるものです。 |  |  |
|  |  | ③　本加算は、全ての入所者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、施設入所時と比較して排せつの状態が改善することを評価したものです。  したがって、例えば、施設入所時において、入所者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはなりません。 |  |  |
|  |  | **④　(1)アの評価は、別紙様式６を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの３か月後の見込みについて実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑤　(1)アの施設入所時の評価は、(1)アからウまでの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に入所している者（以下「既入所者」という。）については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑥　④又は⑤の評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告していますか。**  **また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、入所者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑦　支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、別紙様式６の様式を用いて支援計画を作成します。  要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、④の評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入所者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えます。  なお、介護福祉施設サービスにおいては、支援計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 |  |  |
|  |  | ⑧　支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意してください。  また、支援において入所者の尊厳が十分保持されるよう留意してください。 |  |  |
|  |  | ⑨　該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は入所者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも入所者又はその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認した上で行ってください。 |  |  |
|  |  | ⑩　(2)ウにおける支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。  その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 |  |  |
|  |  | ⑪　排せつ支援加算（Ⅱ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとします。 |  |  |
|  |  | ⑫　排せつ支援加算（Ⅲ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとします。 |  |  |
| 34 | 自立支援促進加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のツ |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第七十一号の四 |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも６月に１回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　自立支援に係る医学的評価は、医師が必要に応じて関連職種と連携し、別紙様式７を用いて、当該時点における自立支援に係る評価に加え、特別な支援を実施することによる入所者の状態の改善可能性等について、実施してください。 |  | 平12老企40  第2の5の(37) |
|  |  | **イ　アの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　アの医学的評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　自立支援促進加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　自立支援促進加算は、入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、入所者が自立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Ｐｌａｎ）、当該支援計画に基づく自立支援の促進（Ｄｏ）、当該支援内容の評価（Ｃｈｅｃｋ）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Ａｃｔｉｏｎ）といったサイクル（ＰＤＣＡ）の構築を通じて、継続的に入所者の尊厳を保持し、自立支援に係る質の管理を行った場合に加算するものです。 |  |  |
|  |  | ②　本加算は、全ての入所者について、必要に応じ、適切な介護が提供されていることを前提としつつ、介護保険制度の理念に基づき、入所者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特に必要な支援を実施していることを評価するものです。  このため、医師が、定期的に、全ての入所者に対する医学的評価及びリハビリテーション、日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種が、医学的評価、アセスメント及び支援実績に基づき、特に自立支援のための対応が必要とされた者について、生活全般において適切な介護を実施するための包括的な支援計画を策定し、個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組や本人を尊重する個別ケア、寝たきり防止に資する取組、自立した生活を支える取組、廃用性機能障害に対する機能回復・重度化防止のための自立支援の取組などの特別な支援を行っている場合に算定できるものです。  なお、本加算は、画一的・集団的な介護又は個別的ではあっても画一的な支援計画による取組を評価するものではないこと、また、リハビリテーションや機能訓練の実施を評価するものではないことから、個別のリハビリテーションや機能訓練を実施することのみでは、加算の対象とはなりません。 |  |  |
|  |  | ③　本加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに大臣基準第71号の４に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものです。 |  |  |
|  |  | ④　イの支援計画は、関係職種が共同し、別紙様式７を用いて、訓練の提供に係る事項（離床・基本動作、ＡＤＬ動作、日々の過ごし方及び訓練時間等）の全ての項目について作成すること。作成にあたっては、アの医学的評価及び支援実績等に基づき、個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意してください。 |  |  |
|  |  | ⑤　当該支援計画の各項目は原則として以下のとおり実施してください。  その際、入所者及びその家族の希望も確認し、入所者の尊厳が支援に当たり十分保持されるように留意してください。 |  |  |
|  |  | **ａ　寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持又は立ち上がりを計画的に支援していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ｂ　食事は、本人の希望に応じ、居室外で、車椅子ではなく普通の椅子を用いる等、施設においても、本人の希望を尊重し、自宅等におけるこれまでの暮らしを維持できるようにする。食事の時間や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個人の習慣や希望を尊重していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ｃ　排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プライバシーに配慮したトイレを使用することとし、特に多床室においては、ポータブルトイレの使用を前提とした支援計画を策定していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | **ｄ　入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ｅ　生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限り自宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにしていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ｆ　リハビリテーション及び機能訓練の実施については、本加算において評価をするものではありませんが、アの評価に基づき、必要な場合は、入所者本人や家族の希望も確認して施設サービス計画の見直しを行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑥　イにおいて、支援計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑦　ウにおける支援計画の見直しは、支援計画に実施上に当たっての課題（入所者の自立に係る状態の変化、支援の実施時における医学的観点からの留意事項に関する大きな変更、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）に応じ、必要に応じた見直しを行ってください。  その際、ＰＤＣＡの推進及びケアの向上を図る観点から、ＬＩＦＥへの提出情報とフィードバック情報を活用してください。 |  |  |
|  |  | ⑧　エの評価結果等の情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。  ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。  提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 |  |  |
| 35 | 科学的介護推進体制加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設が、入所者に対し介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のネ |
|  |  | **(1)　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　科学的介護推進体制加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第71号の5 |
|  |  | (1)　科学的介護推進体制加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔くう機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、（１）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　科学的介護推進体制加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　(1)アに規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ（１）に規定する情報、（１）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　科学的介護推進体制加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　科学的介護推進体制加算は、原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに大臣基準第71号の５に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものです。 |  |  |
|  |  | ②　(1)ア及び(2)アの情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。  ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  |  |
|  |  | ③　施設は、入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。  したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 |  |  |
|  |  | a　入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための施設サービス計画を作成する（Ｐｌａｎ）。 |  |  |
|  |  | b　サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて、入所者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Ｄｏ）。 |  |  |
|  |  | c　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Ｃｈｅｃｋ）。 |  |  |
|  |  | d　検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Ａｃｔｉｏｎ）。 |  |  |
|  |  | ④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 |  |  |
| 36 | 安全対策体制加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設が、入所者に対し、介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のナ |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚労告96  第五十四号の三 |
|  |  | **ア　第４運営に関する基準「43　事故発生の防止及び発生時の対応」(1)の「事故発生の防止のための指針」を作成していますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　第４運営に関する基準「43　事故発生の防止及び発生時の対応」(5)の担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　当該指定施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　安全管理体制加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(39) |
|  |  | ①　安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものです。 |  |
|  |  | ②　安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものです。 |  |  |
|  |  | ③　また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要です。 |  |  |
| 37 | サービス提供体制強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設が、入所者に対し介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。**  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のラ |
|  |  | ※　日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算を算定できません。 |  |  |
|  |  | **(1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **(3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第八十七号 |
|  |  | (1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　次のいずれかに適合していますか。** |  |  |
|  |  | **㈠　指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈡　指定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　提供する指定施設サービスの質の向上に資する取組を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　定員超過利用・人員基準欠如に該当しませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (2)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　定員超過利用・人員基準欠如に該当しませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | (3)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　次のいずれかに適合していますか。** |  |  |
|  |  | **㈠　指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈡　指定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈢　指定施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　定員超過利用・人員基準欠如に該当しませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　サービス提供体制強化加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の5の(40) |
|  |  | ①　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとします。  なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。 |  |
|  |  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。  したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものです。 |  |  |
|  |  | ②　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 |  |  |
|  |  | ③　①※の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第１の５の届出を提出しなければなりません。 |  |  |
|  |  | ④　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  |  |
|  |  | ⑤　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  |  |
|  |  | ⑥　同一の事業所において短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。 |  |  |
|  |  | ⑦　提供する指定施設サービスの質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとします。  （例）  ・ＬＩＦＥを活用したＰＤＣＡサイクルの構築  ・ＩＣＴ・テクノロジーの活用  ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化  ・ケアに当たり、居室の定員が２以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること  実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければなりません。 |  |  |
|  |  | ⑧　介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。 |  |  |
| 38 | 介護職員処遇改善加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定施設が、入所者に対し、指定施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のム  平12老企40  第2の5の(41) |
|  |  | **(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）** |  |  |
|  |  | **※　賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則の内容等についても職員に周知していますか。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　処遇改善の具体的な内容については、平成30年3月22日付け厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第八十八号 |
|  |  | (1)　介護職員処遇改善加算（**Ⅰ**） |  |
|  |  | **ア　介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　指定施設において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　当該指定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **カ　当該指定施設において労働保険料の納付が適正に行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **キ　次に掲げる基準（ア、イ、ウ）のいずれにも適合していますか。** |  |  |
|  |  | **㈠　次に掲げる要件のすべてに適合すること。** |  |  |
|  |  | **a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　aの要件について、書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈡　次に掲げる要件のすべてに適合すること。** |  |  |
|  |  | **a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　aについて、全ての介護職員に周知していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈢　次に掲げる要件のすべてに適合すること。** |  |  |
|  |  | **a　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　aについて、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **ク　イの届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　介護職員処遇改善加算（**Ⅱ**） |  |  |
|  |  | **(1)のアからク（キ㈢を除く）のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | **ア　(1)のアからカ及びクに掲げる基準に適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。** |  |  |
|  |  | **㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。** |  |  |
|  |  | **a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。** |  |  |
|  |  | **a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。** | いる  いない |  |
|  |  | **b　aについて、全ての介護職員に周知していること。** | いる  いない |  |
| 39 | 介護職員等特定処遇改善加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定施設が、入所者に対し、指定施設サービスを行った場合には、次に掲げる単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無し | 平12厚告21  別表の1のウ  平12老企40  第2の5の(23) |
|  |  | **(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **※　賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則の内容等についても周知していますか。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　処遇改善の具体的な内容については、平成27年3月23日付け厚生労働省告示第95号第88号の2を参照してください。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第88号の２ |
|  |  | (1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | **ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ㈠　経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |  |  |
|  |  | ㈡　指定施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 |  |  |
|  |  | ㈢　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと |  |  |
|  |  | ㈣　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 |  |  |
|  |  | **イ　当該施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。**  **ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ませんが、その内容について市長に届け出ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　当該指定施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **カ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **キ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ク　キの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | (2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | **(1)アからエまで及びカからクまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
| 40 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た施設が、利用者に対してサービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告21  別表の1のヰ  平18厚労告126別表2の2へ |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95  第八十八の三号 |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | **ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。**  **ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ませんが、その内容について市長に届け出ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　当該施設において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。** | いる  いない |  |